ネパール国 ルンビニ県 農村総合開発計画 コンタクト及び事前調査報告書

昭和63年7月

国際協力事業団

農計技 JR 88-55

ネパール国 ルンビニ県 農村総合開発計画 コンタクト及び事前調査報告書

188/0

JIGA LIBRARY

昭和63年7月

国際協力事業団



ネパール政府は、1985年から進められている第7次5ケ年開発計画(*85/86-*89/90)において、農業が同国の基幹産業であり、農村人口がネパール全人口の95%を占めることから、農村開発に力を入れている。今般要請のあったルンビニ県は、仏教徒の聖地として知られているところであるが、開発の遅れている地域で、1985年当地を訪れたネパール国王はルンビニ県の農村開発の必要性を強調した。又、UNDPはルンビニ県に於いて、プロジェクト発掘形成調査を実施し、同県は開発地区として有望であり、そのニーズも高いことから農村開発構想がとりまとめられ『ネ』政府に提出された。

こうした背景から、ネパール政府は同県の農村開発にかかるマスタープラン作成の要請をわが国に行なったもので、この要請に基づき、コンタクト調査を昭和62年5月に実施し、その成果を受けて、このほど事前調査団を派遣した。

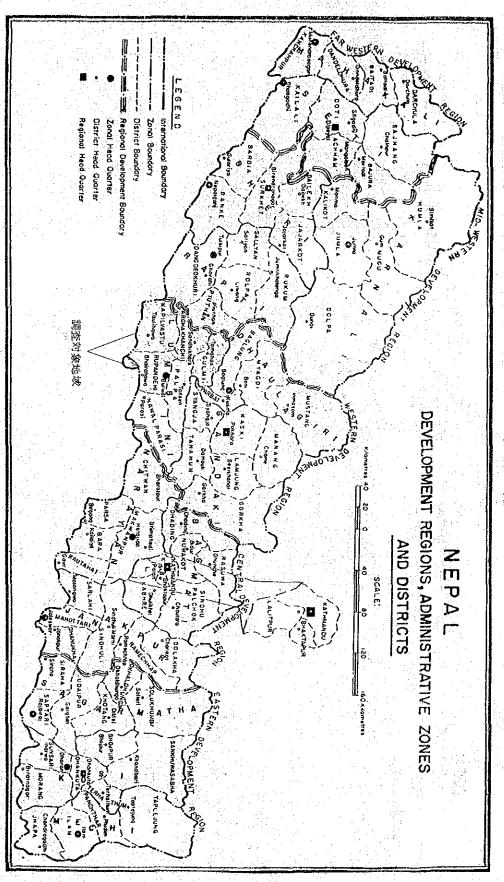
国際協力事業団は、全国農業土木技術連盟企画部長竹内魁氏及び農林水産省関東農政局土地 改良技術事務所長斎藤俊樹氏を団長とするコンタクト調査団と事前調査団を昭和 62年5月24 日~同年6月5日までの13日間及び昭和63年6月5日~同年6月15日までの11日間それぞれネパールへ派遣し、調査の実施細則について協議すると共にScope of Work の締結を行なった。

本報告書は、これら調査結果をとりまとめたものであり、本格調査を実施するにあたっての 参考資料として広く関係者に活用されることを願う次第である。

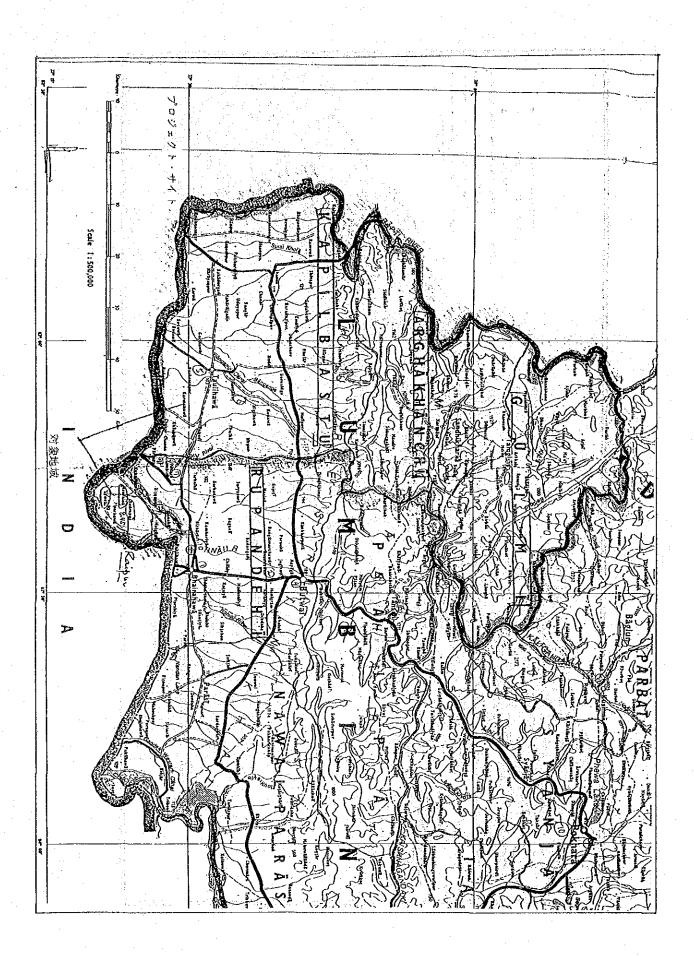
最後に、事前調査等実施に際し御協力を賜ったネパール政府関係機関およびわが国関係機関 の各位に対し謝意を表する次第である。

1988年7月

国際協力事業団 理事 山極 榮司

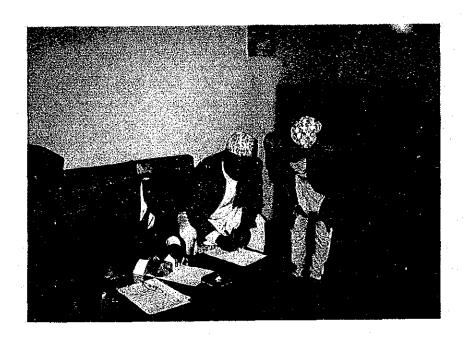


調浴戏袋岩波図

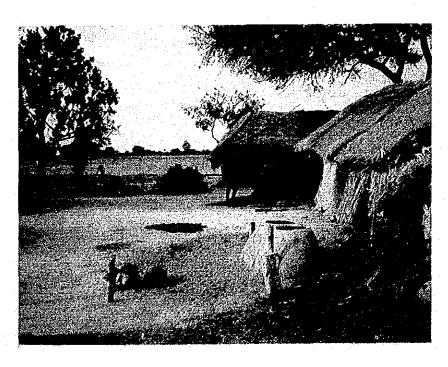




S/W署名 6 3.6.1 3 斎藤団長 B.B. Koirala次官代理



コンタクト調査ミニッツ署名 6 2.6.3 竹内団長 B.B. Koirala次官補

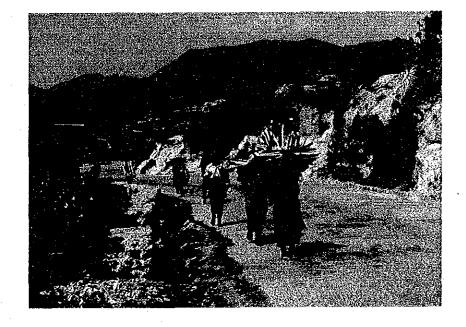


テライエリアの農家





Hillエリア



テライエリア



序 文

プロジェクト位置図

- I. 調査の概要(事前調査)
 - 1-1 調査の目的
 - 1-2 経緯及び対処方針
 - 1-3 調査団の構成及び日程
- Ⅱ. 調査結果の要約及び提言
 - 2-1 要約
 - 2-2 農村総合開発計画の基本構想
 - 2-3 計画の概要
 - 2-4 実施体制
- Ⅲ. S/W協議の概要
 - 3-1 相手国政府の意向
 - 3-2 調査団の見解
 - 3-3 合意の内容
- 資料 1. ネパール政府提出 Representative Village

Panchayats

2. コンタクト調査団議事録他

I 調査の概要(事前調査)

1-1. 調査の目的

ネパール国西部ルンビニ県の4郡を対象とする農村総合開発計画調査実施に先立ち,スコープオブワークの締結を目的とする事前調査を行なう。

事前調査では、先年実施されたコンタクトミッションの調査結果を検討し、本格調査内容 及び協力の範囲をネパール政府と協議し、現地踏査の結果も加え、S/Wの締結を行なう。

1-2 経緯及び事前調査対処方針

1)

- ① 昭和61年(1986年)2月 UNDPプロジェクト形成 調査報告書をネパール政府に提出
- ② 昭和61年(1986年)2月 我が国にM/P作成の要請
- ③ 昭和61年(1986年)9月 " T/Rを提出
- ④ 昭和62年(1987年)5月 コンタクトミッション派遣
- ⑤ 昭和63年(1988年)6月 事前調査団派遣(今回実施分)
- 2) 事前調查对処方針
 - ・S/W協議方針

M/P策定に対し、ネパール側が提案してきている25パンチャットの選定規準につき確認する。

日本側が考えているRepresentative Area (各郡とも、9つのArea から構成されているところ、そのうちの一つをネパール側が選定・提案する)と異なる場合は、次の方針でS/Wを協議する。

- (1) M/Pは4 District (Rupandehi 郡はMarchawar 地区)全体に対して検討する。
- (2) M/P Formulation の過程 Phase II においても 4 District を対象としつつ, Priority Project については、Pre -F/Sの精度としてまとめる。
- 1-3. 調査団の構成及び日程
 - 1) 団員構成

団長/総括 斎藤 俊樹 農水省関東農政局

土地改良技術事務所長

団員(農業) 游谷 昭男 農水省農蚕園芸局

農産課首席農蚕園芸専門官

団員(調査/企画) 岡崎 有二 JICA農計部 農技課

2) 調查日程 昭和63年6月5日~同年6月15日(11日間)

	•		
		_	
	日料	로 :	
			TG 7 4 1
1	6 / 5	Ħ	東京→バンコック
			TG 3 1 1 →カトマンズ
			15:30 日本大便館 大使表敬
		*	16:30 JICA 事務所於 打合せ
3	6 / 7	火	11:00 MPLD Mr. Adhikari (Additional Secretary)表敬
4	6 / 8	水	12:00~15:00 MPLDにてS/W案協議
			15:00 MPLD Mr. Koirala (Act. Secretary)表敬
			11:00 Ministy of Foreign Affairs (ネパール外務省)
	,		Mr. Puskar RAJIBANDI (Asst. Secretary)
•			16:00 Ministry of Finance (大蔵省)
			Mr. Tulashi Neupane (Under Secretary)
5	6 / 9	木	13:20 カトマンズーバイラワ
			1:4:30
			~ Rupandehi District Meeting (別添参加者リスト)
			17:00
. 6	6 / 1 0	金	06:00 Rupandehi District Marchawar地区
		.	ビレッチパンチャット (Asuraina , Rudrapur 他) 調査
• .			11:30
		·	(Kapilbastu District 調査及び代表者との意見交換
•			1 4 : 3 0
	·		移動 Taulihwa — Bahairahawa — Butwal
			及び テライ地区
			調査 Tansen — Pokhara
		٠	Hill Area
7	6 / 1 1	土	08:30 ポカラ 西部地域 MPLD研修所
			↓ (移動)
			15:00 カトマンズ
8	6/12	日	A.M. 資料作成,整理
			14:00 MPLDとS/W協議
·		1	15:00 国家計画委員会 (National Planning Commission
			Mr. C. B. Shuresta)
		l	M. C. D. Gallogua)

9	6 / 1 3	月
-		
1 0	6 / 1 4	火
1 1	6 / 1 5	水

MPLDとS/W議事録 確認 UNDP ネパール 丹羽代表と打合せ JICA/大使館 報告

RA 4 1 3

カトマンズ→バンコック

バンコック→東京。

TG 6 4 2

o MPLD (Ministry of Panchayat & Local Dev.)

Acting Secretary (次官代理)

Bhakta B. Koirala

Additional Secretary (次官補) S. P. Adhikari

Joint Secretary

SHIVA PRASAD ACHARYA

Under Secretary (課長)

T. B. Gongo

" " (")

Chakramehr Vajracharya

Section officer (係長)

Laka Nath Dahal

O Ministry of Foreign Affairs

Asst. Secretary

East & North Asia Div. Puskar Rajbandari

O Ministry of Finance

Under Secretary. Foreign.

Tulashi Neupane

Aid & Coordination Div.

IRDP chief

National Planning Commission C. B. Shuresta.

Member of District Panchayad

Rupandehi

	1.	Mr. C. P. malla	chai rman
	2.	Mr. P. N. yadav	vice chairman
	3.	Mr. Jswari Bhandari	16 1
	4.	Mr. Kalamuddin Khan	16.2
	5.	Mr. S. N. Sukla -	. /6. 3
-	6.	Mr. M. M. Chaudhori	A6.4
	7.	Mr. R. R. Teli	16 5
	8.	Mr. L. W. Kharel	166
	9.	Mr. K. B. Deuja	16.7
1	0.	Mr. K. R. Pun	16.8
1	1.	Mr. M. B. Munankarmi	M6. 9
1	2.	Mr. Gopal Sapkota ———	youth org.
1	3.	Mr. C. P. Pathak	Adult org
1	4.	Mr. Manorama Sherchan	Woman org
1	5.	Mr. R. Bhushal	Labour org
1	6.	Mr. T. B. Budhathoki -	ex military (army) Serviceman org
1	7.	Mr. H. B. Thapa	Farmers org.
			officials
	1.	Mr. P. P. Bhattarai	C. D. O. (Chief District officer)
	2.	Mr. B. P. Shrestha	L. D. O. (Local Dev. officer)
	3.	Mr. K. N. Gangol	A. D. O. (Agricultural D. O.)
	4.	Mr. R. P. Dhakal -	Manager. A/C
	5.	Mr. R. K. Shoestha	" A.D.B.
	6.	Mr. N. N. Jha	Asst. Eng Irigation
	7.	Mr. J. D. Pant	n n
	8.	Mr. D. P. Rijal	Act Eng Road.

Ⅱ 調査結果の要約及び提言

2-1 要約

ルンビニ県農村総合開発計画事前調査団は、先に行われたコンタクト調査の成果を踏まえ、本件についての先方政府の意向把握と現地調査を行いScope of Work を締結することを任務として、1988年6月5日から6月15日までネパール国を訪れた。先方政府との打合せは、1987年5月に実施されたコンタクト調査のミニッツ及び報告書を基礎に先方政府からその要請内容を確認することに重点をおいて行った。

協議の結果、日本より持参のS/W案に必要な修正を加え署名を行った。 具体的な調査結果の要約は次の通りである。

2-2 農村総合開発の基本構想

2-2-1 調査対象地域の存在するルンビニ県はネパール国西部のインド国境沿いに位置し、テライ(Terai)と呼ばれる平坦な地域とし(Hill)と呼ばれる山岳地帯に分けられる。ルンビニ県の面積は約90万haで、人口は約157万人(1981年)である。 耕地面積は330,000haで、その16%は灌漑農業を営んでおり、Terai 地域に於いては、水稲、小麦、メイズ、砂糖きび、オイルシード、牛、小家畜、内水魚等が、Hill地域に於いては、メイズ、水稲、ミレット、小麦、牛、小家畜などが生産されている。

又, 道路, 灌漑, 飲用水施設等, 農業生産及び農村生活にかかわる基本的な施設の整備が特に遅れている。

2-2-2 今回の調査の結果に基づく計画の基本構想は次の通りである。

(1) 『調査対象地域』

- 1) これまでの経緯
- a) 調査対象地域はネ政府からの要請内容によればルンビニ県全域となっていたが、昭和62年5月『訪ネ』したコンタクト調査団が調査の効率化を図る上から対象地域を特定する様、ネ政府に申しいれた結果、『ネ政府』が提出してきた案は『ルンビニ県6郡のうちのTerai 地域2郡(Kapilbastu, Rupandehi郡の一部)及びHill地域2郡(Arghakhanchi郡, Gulumi郡)としたい。』というものであった。
- b) しかし、この案もマスタープランの対象地域として、広大すぎると判断したコンタクト調査団は更に対象地域を絞る様にネ政府に申し入れ帰国した。
- c) その後, ネ政府から提出された案は, 各郡毎に Village Panchayatを幾つか選び出したものであった。(Kapilbastu 郡 9, Rupadeh i 郡 2, Arghakhanchi 郡 5 Guli-mi 郡 9)図-1参照
- d) 本件調査団としては、上記案は、『ネ政府』の説明による郡毎の選定方針がコンタ

クト調査団の意図した考え方と異なっており、これを基にマスタープランの対象地域 とする事は困難であり、再調整が必要であるとの結論に達した。

- e) との為、再度、マスタープラン策定の目的、Representative areaを選定したネ政 府の意図を確認した結果、次の事が明確になった。
- 1) Representative areaは調査の効率化を図るため選んだサンプル地域である事。
- 2) 調査地域としては、Terai 地域 2 郡 (Kapilvastu , Rupandehi 郡に一部) 及び Hill 地域 2 郡 (Arghakhanchi 郡, Gulumi 郡) を対象にして欲しいこと。
 - 3) Representative area と調査の中で選定される high priority project(s) の存在位置とは関係ないこと。
 - 4) 従ってM/Pは当初Representative areaについて実施する方針であったが、ネパール側の考え方がサンブル地域としてとらえていることから、本格調査開始前に特定地域に限定することせず、M/Pはあくまで4郡全域とし、調査の過程においてプライオリティプロジェクトを選定して行く事とし、この方針で双方合意した。

尚,M/P調査に当たっては、全域を精査するものでなく、 sample surveyにより、全体の 10%程度を選定し調査する事とする。

先に『ネ側』から提出された village panchayat 2 5 地区は、調査計画策定時の 参考資料として取り扱う事とする。

本件調査団はこの方向で調査を進める事が妥当と考え合意した。

(2) マスタープランの開発コンポーネントについて

調査対象地域は、1. Terai 地域のような平地農村と2. Hill 地域の様な山岳地帯に分けられる。

それぞれの地域により、開発のコンポーネントはやや異なるが主要なものとしては次 の様に想定できる。

(a)灌溉開発計画,(b)農村道路開発計画,(c)農業生産振興計画,(d)農村生活用水供給計画,(e)農業生産加工施設計画,(f)農村電化計画(g)生活環境改善計画

(3) マスタープランの目標年次について

本件調査に於いては住民の意向の具体的な把握に務め、農村の住民全体の所得の向上 と生活環境の改善の為のマスタープランを策定する。マスタープランは事業実施の為の 財政力等を考慮して事業実施スケジュールを策定する事が重要である。マスタープラン は全体計画を15年間とし国家経済5ケ年計画等上位計画との整合を図り、全体を5ケ 年単位の3段階に分けて策定される事で合意された。

(4) Pre-F/S Project 策定地域について

『ネ』政府は、マスタープラン策定後、プライオリティの高い計画から、早い時期に

事業を実施する事を望んでいる。又、それらについては、対外援助による資金により実施したいと考えている。こうした意向を取り入れ、M/P調査のPhase I でプライオリティブロジェクトを選定し、Phase II の調査において、これらプライオリティプロジェクトについては Pre - F/S レベルの精度で取りまとめる事とした。

化) Tesai 地域の特徴と問題点

a. 平地農業地域であり、雨期には水稲、小麦、メイズ、砂糖きび等を栽培し、乾期 には灌漑可能な一部地域で野菜等を栽培しているが、全体的には灌漑用水が不足し、 生産性は低い。

このため、灌漑施設の整備のほか、優良種子、苗木の供給、農業栽培技術の普及 について要望が強い。

- b. 農村道路の整備が遅れているため、農産物の輸送等を困難にしており、農村道路 整備の必要性が高い。
- c. 生活の基本である飲用水の供給は、手押しポンプ等による浅層地下水に多くを依存しており、これが保健医療、生活改善の大きな障害となっていることから、飲用水施設整備の要望が極めて強い。
 - d. 小溜池の建設による灌漑用水の確保のほか、当該施設の有効利用を図る観点から 養魚の生産についても要望が強い。
- e. なお、農業開発のポテンシャルはHill 地域より大きく、地下水開発の可能性も 高いと考えられる。

(ロ) Hill 地域の特徴と問題点

- a. Hill 地域の開発に当たっては、比較的平坦な地域、中腹地域、尾根地域毎に、 それぞれ地形的、経済的、社会的条件が異なっており、これらの地域条件を十分配 慮する必要がある。
- b. 農村道路の整備が遅れており、これがこの地域の開発を大きく妨げている最大の 原因となっているのでその整備が重要である。
- c. 農業開発のポテンシャルは Terai 地域より小さいが、果樹の導入、小家畜の増頭等が必要である。

なお、養蚕の導入については、換金作物として有望であり、さらに、土壌侵食の 防止、家庭燃料供給の面からも効果があると考えられるので、導入の可能性につい て検討する必要がある。

d. 外国の協力として、ECが hill 地域を対象として、研究、普及を中心としたプロジェクトの実施を予定しており、 high priority project(s) の選定に当たっては注目しておく必要がある。

2-3 計画の概要

2-3-1 農業開発計画

(1) 農業生産

調査対象地域の主要作物は、水稲、小麦、メイズであり、灌漑施設の無い地域に於いては、メイズ、ミレットが主に栽培されている。農地を新たに造成する可能性が小さい本地域に於いては、土地生産性の向上が農業生産所得増加の最大のポイントであり、主に次の対策が必要と考えられる。

- (a) 灌漑,農地保全等基盤の整備 単収の引き上げ及び安定化,土地利用率の向上
- (b) 優良種子の導入, 普及 多収安定性品種の増殖配布
- (c) 施肥改善 現在の堆廐肥に加えて、NPKの化学肥料の増施
- (d) 栽培管理技術のレベルアップ

適期播種,施肥,病害虫防除等技術の啓蒙,普及

又, 畜産についても, 牛, 山羊, 羊, にわとり等がかなり飼育されているが, これらの改良種への切替え及び増頭羽により土地利用及び労働力を考慮しつつ作物生産と相互補完的な畜産振興をより一層図る事が効果的である。

特に、山岳部に於いては、土地生産性が相対的に低い事から、畜産、果樹、養蚕を含めた適作目の選定とそれぞれの条件に応じたきめの細かい生産体系を検討すべきである。

(2) 農業基盤

調査対象地域を大別すると沖積台地の比較的平坦な(Terai)地域と山岳(Hill)地帯に分けられる。罹概が行われているところでは、水稲、小麦、砂糖きび、野菜、果樹等が栽培されており、天水依存の地域では、小麦、とうもろこし、ミレット等が栽培されている。

新しく農地を開発する余地は殆ど無く、農地の侵食防止対策等、農地の保全対策が重要である。又、灌漑によって1.雨期に於ける農業生産の安定を図る事、2.乾期において小溜池、地下水の利用等により商品価値の高い作物の導入を図る事が強く望まれている。 灌漑事業が実施された地域に於いても維持管理が十分でない為に機能を発揮していない施設も多く、改修と同時に維持管理組織の強化が検討される必要がある。

又,小溜池の建設による灌漑用水開発の可能性は検討する必要があるが,それに加えて, 養魚によるタンパク資源の確保についても検討が必要である。

2-3-2 農村道路開発計画

調査対象地域において、圃場〜集落、集落〜集落、集落〜マーケットを結ぶ農村道路の 整備が特に重要であり、本格調査において十分検討されるべきである。

2-3-3 農村生活用水供給計画

生活用水の運搬に多くの労力をかけている地域が多く, 又, 使用されている井戸も浅いものが多く, 水質の面から問題があり, 営農飲雑用水の必要性が極めて高い。又, 生活改善の上からも, 生活用水供給計画の検討が必要である。水質を考えた生活用水施設整備改善についても検討される必要がある。

2-3-4 農業生産加工施設計画

地域にはライスミル,ウィートミル,貯蔵倉庫などの農産加工施設が不足しており,農業生産拡大のネックになっており,農業生産加工施設についての検討が必要である。又,木材,皮革,ジュウト等,地域の資源を活用した加工施設についても検討すべきである。 この場合,家内に於ける婦女子労力の生産力化についても検討が必要である。

2-3-5 農村電化計画

Hill 地域は全域が電化されておらず,近い将来においても,この地域まで送電線を延長する計画が無い。そのため,溪流を利用した小水力発電による農村電化の可能性を検討する必要がある。

2-3-6 その他の生活環境改善計画

当地域の中には、住民が健康管理、栄養、保健衛生教育を受ける機会が殆どない地域が 広く存在する。このため、地域毎に生活環境改善の為の対策と指導普及員の確保対策が検 討される必要がある。

2-4 実施体制

本件調査は、『ネ』政府Ministry of Panchayat and Local Development (MPLD)をカウンターパートとして実施されるべきである。MPLDは出来るだけ Panchayat の自主性を尊重しつつ、農民参加のもとに新しい村づくりを行っていくこととしているが、農村道路、灌漑用水路等の基幹的な施設については建設、管理した経験が無いところから、本件ンマスタープラン調査においては、各開発コンポーネントに関する調査を円滑に進めるため、公共事業省道路局、水資源省灌漑局等の出先機関から必要なカウンターパートをMPLDをつうじて出して貰う事になる。

今回、マスタープラン調査の円滑な実施を図るとともに、計画内容についてあらかじめ関係各省との調整を図る必要も考えられるため、必要に応じてMPLDがCoordination meetingを開催する様、調査団側から申し入れを行った。

本件の様な調査はMPLDにおいても初めてのケースになると考えられ、関係機関との協力 体制について日本側として常に注意を払って行く事が必要である。

2-5 提言及び留意事項

(1) 『ネ』政府側は、本件調査によりルンビニ県の四つの郡に係わるマスタープランを策定することと、その中で特に開発のポテンシャルの高いコンポーネントについては早い時期に事業を実施したい意向を有していることから、これらのコンポーネントについては、Pre-F/Sの精度で取り纏められることを望んでいる。

その為、Pre-F/Sを行うプライオリティの高いプロジェクトの選定に当たっては、下記事項に特に留意する必要がある。

1.出来るだけ多くの住民が開発利益を受けられる事 (benefit the people in general as much as possible), 2.農村開発として, その地域の象徴的価値があり, 波及的効果 (multiplier effect)を期待できる事 3.自己完結型のプロジェクト (self-contained i.e. not dependent upon additional projects)となる様, その Criteria が慎重に検討される必要がある。

- (2) 特にこの地域は宗教的な背景から、社会風習としてカースト制の名残が強く残っており、 共同利用する施設の様な計画については、効率的な利用が図れる様、注意が必要である。
- (3) 生活環境整備,土地所有,人口動態等,計画のソフト面の分野の調査については,固有の慣習によるところも多く,かつ,調査を効率的に進める上からも,これら調査に対しては,ローカルコンサルタントの活用をも考える必要がある。

III S/W 協議の概要

3-1 相手国政府の意向

『ネ』国政府MPLDの意向は次の通りである。

- (1) ルンビニ県の内, グルミ郡 (Gulumi D.), アルガカンチ郡 (Arghakhanchi D.), カピルバツ郡 (Kapi Ivastu D.), およびルペンデヒ郡 (Rupendehi D.)のマルチャワル地域 (Marchawar R.)を範囲とするマスタープランを策定し, その中でプライオリテイの高い地区について,日本の協力を得る為, Pre-F/Sを実施して欲しい事。
- (3) MPLDはVillage Panchayat 単位で農民の意向を把握し、農民参加のもとで、農村の 活性化を図って行くのが基本的な考え方である。
- (4) 先にRepresentative area として日本側に示された village panchayat は調査の効率化を図る為に選定した単なるサンプル地域であり、将来、調査の期間、方法、調査費等の都合でその地域名やサンプル数を変えても問題は無い。
- (5) MPLDが選んだ Representative areas と将来マスタープラン調査の中で選定される high priority project(s) の存在位置とは直接的な関係は無いと考えて良い。

3-2 調査団の見解

- (1) ルンビニ県はネ国の中で、特に農村開発の遅れた地域の一つであり、本件調査を実施する必要性は高い。
- (2) ネ国政府の意向及び現地調査による農民の代表者からの聞き取り調査によって上述の様な infrastructure 整備および農業生産振興対策に強い関心がある事が明らかである。 しかるに、MPLD が policy としているのは農民主体の農民参加による村作り(別図参照)であり、将来、このマスタープランに基づいて、その一部の計画について、日本政府に協力要請が出された場合、日本側の援助体制とどの様になじむのか、プロ技協方式の協力も考えるのか等について、今後慎重な検討が必要である。
- (3) 本件調査団がネ国大蔵省担当官を表敬訪問した際, Foreign Aid and Coordination Div. の Under Secretary である Mr. Tulashi Neupane から ECが Gulumi, Arghakhanchi 両郡を対象にして農村開発の協力を提案している事が伝えられた。調査団としては、本件 調査地域に新たに同様の目的を持ったプロジェクトが実施されるのは好ましくないと『ネ 側』に伝えた。 MPLD によれば、1) 詳しい内容はまだ聞いていない、2) もしEC のプロジェクトが実施されるとしても、プロ協タイプのごく限られた地域だけであり、マスタープラン調査には支障が無い。3) High priority project(s) の計画地域とは重複しない様

配慮したいとしている。

3-3 合意の内容

本件調査団が持参したS/W案について協議した結果、内容の変更、追加等を行った事項は次の通りである。

- (1) representative area についてMPLDの考えかたはサンプル地域である事が明らかとなったので、Ⅲ-1. Study Area の中から representative area と言う表現を削除した事。
- (2) 同様の理由で 2) Phase II, 2) − 2 A. selected representative area を study area 化変更した事。
- (3) 同様の理由で 2) Phase II, 2) 2 B. selected representative areas を study area に変更した事。
- (4) 2) Phase II 2) 2の a) から drinking water を削除し、新たに、 d) Development of drinking water を付け加えた事。
- (5) 2) Phase II 2) 2の b) Improvement を道路の新設も有り得るとの『ネ側』の意見から Development に変更した事。
- (6) 2) Phase II 2) 2のc) Improvement をPromotion 変更した事。
- (7) VI-1 (6)の文末に as and when necessity arise を付け加えた事。
- (8) 前回のコンタクト調査団と『ネ側』との協議経過を踏まえて、『ネ側』が車両及び運転手を用意するという表現は削除して欲しいという強い要望があり、本件調査団も同意した。即ち、VI 4.4) Appropriate number of vehicles with drivers を削除した事。
- (9) 同様に前回の調査団との協議経過を踏まえて、VII UNDERTAKING OF JICA に
 3. To provide the equipment and machinery for conduct of the Study, which
 remain the property of JICA unless otherwise agreed uponを付け加えた事。

SCOPE OF WORK

FOR

THE MASTER PLAN STUDY

ON

THE INTEGRATED RURAL DEVELOPMENT PROJECT

IN

THE LUMBINI ZONE

AGREED UPON BETWEEN
HIS MAJESTY'S GOVERNMENT OF NEPAL
AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Kathmandu June 13, 1988

Belith

Mr. B.B. Koirala

Act. Secretary
Ministry of Panchayat and
Local Development HMG/N

俊. J. Darto

Mr. Toshiki SAITO Leader, Preliminary Survey Team JICA

I. INTRODUCTION

In response to the request of His Majesty's Government of Nepal (hereinafter referred to as "HMG/N"), the Government of Japan has decided to implement the Master Plan Study for the Integrated Rural Development Project in the Lumbini Zone (hereinafter referred to as "the Study"), in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, will undertake the Study, in close cooperation with the authorities of HMG/N.

The present document sets forth the Scope to Work with regard to the

The present document sets forth the Scope fo Work with regard to the Study

II. OBJECTIVE

The obejetive of the Study is to formulate the Master plan for the Integrated Rural Development Project in the Lumbini Zone.

III. OUTLINE OF THE STUDY

1. Study Area

Study Area covers four (4) districts of Lumbini Zone, that is Gulumi, Arghakhanchi, Kapilvastu and Rupendehi with special focus on less development Marchawar region.

2. Scope of Work

In order to achieve the above objective, the Study which consisits of two phases, will cover the following items.

All

1) Phase I

Data collection, review of the existing data and field survey for the project formulation are carried out in the study area.

- 1)-1 To collect and review of the existing data and information and carry out survey and investigation
 - A. Natural condition
 - a). Topography
 - b). Meteorology and Hydrology
 - c). Geology and Soil
 - d). Hydrogeology
 - B. Social Condition
 - a). Population
 - b). Land ownership
 - c). Land disposal
 - C. Agriculture
 - a). Farm management
 - b). Land use
 - c). Land holding
 - d). Crop production
 - e). Agricultural inputs
 - f). Storage Facilities
 - D. Agricultural infrastructure
 - a). Irrigation and drainage system
 - b). Farm land conservation
 - c). Farm road

- E. Agro-economy
- a). Marketing system
- b). Farmers' income and productivity
- c). Agricultural credit
- d). Farmers' organization
- e). Extention service
- f). Cottage-industry
- F. Social infrastructure
- a). Rural electrification
- b). communication
- c). Drinking water
- d). Social welfare
- 1)-2 To identify the development potentials and formulate the basic development concept.
- 2) Phase II

Master plan will be formulated based on the Phase I study

- 2)-1 To formulate the master plan for integreted rural development Project.
 - A. Formulation of the basic plan for the development
 - B. Preliminary design of the major structures
 - C. Approximate estimation of the development cost
- 2)-2 A. Identification of the development priority projects in the study area taking into consideration such components as follows;
 - a). Development of irrigation system
 - b). Development of rural roads and farm roads
 - c). Promotion of agricultural production
 - d). Development of drinking water
 - B. Execution of Pre-Feasibility Study on the development priority projects in the study area.

IV. WORK SCHEDULE

The study will be executed in accordance with the attached tentative work schedule.

V. REPORTS

JICA shall prepare and submit following reports in English to the

- (1) Inception report

 Twenty (20) copies at the commencement of the field work.
- (2) Progress report

 Twenty (20) copies at the middle of the Phase I study.
- (3) Interim report

 Twenty (20) copies at the end of the Phase I study.
- (4) Progress report (II)
 Twenty (20) copies at the end of the field work in the Phase II Study.
- (5) Draft final report

 Twenty (20) copies

 HMG/N is requested to provide its comments on the Draft Final

 Report within one (1) month after its receiving.
- (6) Final report
 Fifty (50) copies within two (2) months after receiving the comments on the Drafts Report.

VI. UNDERTAKING OF HMG/N

- To facilitate smooth conduct of the Study, HMG/N shall take necessary measures;
 - (1) to secure the safety of the Japanese study team,
 - (2) to permit the members of the Japanese study team to enter, leave and sojourn in the Kingdom of Nepal for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and counsular fees,
 - (3) to exempt the members of the Japanese study team from taxes, duties, fees and other charges on equipment, machinery and other materials brought into the Kingdom of Nepal for the conduct of the Study,
 - (4) to exempt the members of the japanese study team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Japanese study team for their services in connection with the implementation of the Study,
 - (5) to provide necessary facilities to the Japanese Study team for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Nepal from Japan in connection of the implementation of the Study
 - (6) to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study as and when necessity arises,
 - (7) to secure permission for the study team to take all data and documents related to the Study including photographs and maps out of the kingdom of Nepal to Japan by the Japanese study team,
 - (8) to provide medical services as needed. Its expense will be chargeable on the members of the Japanese study team.

- 2. HMG/N shall bear claimes, if any arises, against the members of the Japanese study team resulting from, occuring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or wilful misconduct on the part of the members of the Japaneses study team.
- 3. Ministry fo Panchayat and Local Development (hereinafter referred to as "MPLD") shall act as the counterpart agency to the Japanese study team and also as the coordinating body to other relevant organizations for the smooth implementation of the Study.
- 4. MPLD shall, at its own expense, provide the Japanese study team with the followings:
 - 1) Available data and information related to the Study
 - 2) Counterpart personnel,
 - Suitable office with necessary equipment and furniture in Kathmandu and Project sites,
 - 4) Crredentials or identification cards,
 - 5) Permission for use of radio communication (Walkie Talkie),

Dette.

VII. UNDERTAKING OF JICA

For the conduct of the Study, JICA shall take the following measures:

- 1. To dispatch, at its own expenses, the study team
- 2. To pursue technology transfer to the HMG/N's counterpart personnel in the course of the Study.
- 3. To provide the equipment and machinery for the conduct of the Study, which will remain the property of JICA unless otherwise agreed upon.
- VII. JICA and MPLD will consult with each other in respect to any other matter that is not agreed upon in this document and may arise from or in connection with the Study.

ahli

TENTATIVE WORK SCHEDULE

Month in Order	7~4	7	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	4	ហ	9	2	ဆ	6	10	11	12	13	7.1	15	
Field Work in Nepal			Address and the second						ħΠ	and the state of t						
Home office Work in Japan										LI			П			
Reports	► Inc./R.] F		P./R.(I) Int./R.	l E	₹ë	K			P./	√ ∪	l î	₹.0	/R.	P./R. (II) D.F./R. F.R.	
Remarks		\ \tag{2}	Phase I						Pha	Phase II]
	Inc./R. : Inception report	"	Inc	eptio	1 10	poort								,		1

Inc./R.: Inception report
P./R.: Progress report
Int./R.: Interim report
D.F./R.: Draft Final report
F.R.: Final report

Minutes of Meeting

on

the Master Plan Study

on

the Integrated Rural Development Project

in

the Lumbini Zone

Kathmandu June, 13, 1988

(Makly 124

Mr. B. B. Koirala

Acting Secretary

HMG/N

Ministry of Panchayat and

Local Development (MPLD)

· ·

搅 J Saits

Mr. Toshiki SAITO

Leader

Preliminary Survey Team

JICA

-22 -

In response to the request of His Majesty's Government of Nepal (hereinafter referred to as "HMG/N") for a Master Plan Study on Integrated Rural Development in Lumbini Zone (hereinafter referred to as the M/P study), the Government of Japan decided to dispatch through Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") responsible for the implementation of technical cooperation programmes of the Government of Japan, the preliminary study team headed by Mr. Toshiki SAITO to Nepal from June 6 to June 14, 1988 so as to discuss and exchange views on the M/P study with concerned authorities of HMG/N.

The following minutes were prepared to confirm the main issues discussed and matters agreed upon by both sides in connection with the conducting M/P study.

1. Characteristics of representative areas

- (1) The Team asked Nepalese side about the characteristics of representative areas.
- (2) The Nepalese side explained that the representative areas were selected as sample areas for the study owing to the large number of Panchayats and also due to the time constraint.
- (3) Both sides agreed that there are no relationship between the representative areas and the location of high priority project(s) to be selected.
- (4) The high priority project(s) will be identified in the study area during the study period.

The basic concept for the priority project(s) will be indicated and discussed at the end of Phase I study.

2. Methodology for the Study

For the formulation of master plan, the field survey will be conducted to cover about 10% of the total Village Panchayats in the study area which will be carefully selected in accordance with a certain criteria as a sample.

3. Characteristics of high priority project(s)

Both sides agreed that the high priority project(s) should have the following characteristics;

(1) the project(s) should be self-contained i.e. not dependent upon additional project(s).

Solilla

.ح.ر.

- (2) the project(s) should have symbolic value and also have a considerable impact i.e. multiplier effect on rural development.
- (3) the project will benefit the people in general as much as possible.
- 4. The target year for the implementation of the Master Plan
 Both sides agreed that the target year for the
 implementation of the proposed fifteen (15) year Master Plan
 would be in consonance with the periodic National Plan of
 HMG/N.

5. Basic need oriented projects

Both sides agreed that basic need oriented projects should be emphasized in the Master Plan.

6. The study items

The Nepalese side stated that the following items should also be taken into account in the study;

- 1) Women's development
- 2) Development of hill and Terai link road

It was agreed that above mentioned items will be included in the Scope of Work under its study item 1)-1, D. Agricultural infrastructure, E. Agro-economy and F. Social infrastructure.

7. Counterpart personnel

The team requested that required number of counterpart personnel belonging to different sectors be made available to the study team as and when necessary.

8. Coordination meeting

Coordination meeting shall be convened by MPLD for smooth conducting the study with other ministries concerned.

9. Arrangement of vehicles

The MPLD explained on the problem of providing vehicles for the use of the study team and requested its arrangement with JICA. The Team recognized the problem and promised to convey the same to the Government of Japan.

Belly

資料-1. ネパール政府提出のRepresentative Village Panchayats

- 1. 17日, 地方開発省より, 本件調査対象地域のリストを入手した。右対象地域は次の通り (各名称の単位は Village Panchayat)。
 - (1) Gulmi District
 Tamghas, Dhurket Rajsthal, Aglung, Paudi Amarai, Shantipur, Hasara,
 Digam, Amar, Bhurtung (以上9地域)
 - (2) Arghakhanchi District
 Belket, Pekharathek, Hanshapur, Argha, Thada (以上5地域)
- (3) Kapilbastu District

 Taulihawa Town Panchayat Ward 162, 4, 6, 8, 10, 11, Rangapur,

 Semadiha, Birpur, Jawabhari, Budhi, Dubiya, Madan Nagar, Bijuwa (以上9地域)。
- (4) Rupandehi District (Marchawar Region)
 Majhagawa, Asurena (以上2地域)

以上計 2 5 Village Panchayat が選定され、右District にある Village Panchayat の 総数の約 1 1 %に相当する。

Terai 地域

Rupandehi District. (HDQ Bhairahawa)

面 積 1172 🕍

ネパール側要望 Representative Area

- (1) Majhagawa Village Panchayat
 - 0人 口 6,563人
 - o総家屋数 1,078戸
 - o HDQより 1 2 km 地点
- 2 Asurena Village Panchayat
 - 0人 日 9,363人
 - o総家屋数 1,441戸
- 3 Jawabhari V.Pt.
- ④ Budhi V.Pt.
 (Budhahee) (Buthh)
 - o HDQより 1 9.2 km

6 Madan Naga	ar V. Pt.			1,
(Nandanag	ar)			
○人 □	7,927人			
o総家屋数	1,466戸		• •	
o HDQ より	4 1.6 km			
⑦ Bijuwa V	Pt.			
∘ HDQより	2 5.6 km			
			* *	
Terai - Kapilbas	tu District.			
Kapilbastu Di	strict HDQ	Taul ihawa	i	
面積	1, 5 4 4 km²			
慄 高	1 0 0 ~ 1 8 5 m			· · .
Panchayats	79(うち Villa	age 78, To	own 1)	
① Taulihawa	Town Panchayat	Worrd 162, 4	, 6, 8, 1	0, 11
0人 口	8,198人	•		
0戸 数	1,546戸			
② Rangapur V	village Panchayat	t		• .
○人 □	7,221人	•		
0戸 数	1,195戸			
o HDQ から	1 9. 2 km			
3 Somadiha	Village Pt.			
o HDO から	1 9 2 km			

5 Dubiya V. Pt.

○ HDQより 3 2 km

④ Bilpur V.Pt.

5,982人

1,020戸

4 8 km

0人 口

0戸 数

o HDQ から

Gulmi District

Gulmi District HDQ Tamghas

1, 2 4 5 km²

6 1 0 \sim 3, 0 5 0 m

総 Panchayats 7 9

年降雨量

1,516 mm

ネパール側要望地区

	地 区 名	面 積	人口	HDQからの距離
(I)	Tamghas	1 0. 1 km²	6, 1 5 0	
3	Dhurket Raiathal	1 2.8 km²	6, 0 0 0	1 6 km
3	Aglung	1 6.3 km²	3, 0 0 0	4 2 km
4	Paudi Amarahi	1 3.8 km²	3, 1 0 1	2 2 km
(5)	Shantipur	7 1. 9	1, 9 9 3	2 7 km
6	Hasara	1 1. 1	2, 5 8 7	2 7 km
7	Digan	1 4.3 km²	4,801	2 2 km
8	Amar	7. 5	2, 7 9 3	1 3
9	Bhurtung	1 3. 1	4, 9 9 2	4 2

Arghakhanchi District

Arghakhanchi District HDQ Sandhikhark

1, 3 3 1 km²

Panchayats 4 1

高 3 0 5 m ~ 2, 5 1 5 m

ネパール側要望地区

		V II		HDQ から
1.	Belket	5, 0 4 0	814戸	1 6 km
2.	Pekharat (Pokharathok)	3, 3 9 0	5 4 3 戸	2 6 km
3.	Hanshapur	7, 3 7 3	1, 3 0 0	1 6 km
4.	Argha	4, 3 4 2	7 6 5	6 4 km
5.	Thada	5, 3 9 4	965戸	1 9.2 km

油多Draft

SCOPE OF WORK

FOR

THE MASTER PLAN STUDY

ON

THE INTEGRATED RURAL DEVELOPMENT PROJECT

IN

THE LUMBINI ZONE

AGREED UPON BETWEEN
HIS MAJESTY'S GOVERNMENT OF NEPAL
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Kathmandu June, 1988

Additional Secretary Ministry of Panchayat and Local Development HMG/N Mr. Toshiki SAITO Leader, Preliminary Survey Team JICA

1. INTRODUCTION

In response to the request of His Majesty's Government of Nepal (hereinafter referred to as "HMG/N"), the Government of Japan has decided to implement the Master Plan Study for the Integrated Rural Development Project in the Lumbini zone (hereinafter referred to as "the Study"), in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JIGA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, will undertake the Study, in close cooperation with the authorities of HMG/N.

The present document sets forth the Scope of Work with regard to the Study.

H . OBJECTIVE_

The objectives of the Study is to formulate the Master plan for the Integrated Rural Development Project in the Lumbini Zone.

III. OUTLINE OF THE STUDY

1. Study Area

Study Area covers four (4) districts of Lumbini Zone, that is Gulumi. Arghakhanchi, Kapilvastu and a part of Rupendehi e.g. Marchawar region. Selected representative areas in the four districts will be emphasized and studied in detail to formulate the priority project(s) within the representative areas as model for the Study area.

2. Scope of Work

In order to achieve the above objectives, the Study, consists of two phases, will cover the following items.

- 1) Phase I

Data collection, review of the existing data and field survey for the project formulation are carried out in the study area.

- 1)-1 To collect and review of the existing data and information and carry out survey and investigation.
 - A. Natural condition
 - a). Topography 🗀
 - b). Meteology and Hydrology
 - c). Geology and Soil
 - d). Hydrogeology
 - B. Social Condition
 - a). Population
 - b). Land ownership
 - c). Land disposal
 - C. Agriculture
 - a). Farm management
 - b). Land use
 - c). Landholding
 - d). Crop production
 - e). Livestock
 - f). Agricultural inputs
 - g). Storage facilities
 - D. Agricultural infrastructure
 - a). Irrigation and drainage system
 - b). Farm land conservation
 - c). Farm road

E. Agro-economy

- a). Marketing system
 - b). Farmer's income and productivity
 - c). Agricultural credit
 - d). Farmer's organization
 - e). Extention service
 - f). Agro-industry
- F. Social infrastructure
- a). Rural electrification
 - b). Communication
 - c). Drinking water
 - d). Social welfare
- 1)-2 To identify the development potentials and formulate the basic development concept.

2) Phase II

Master plan is formulated based on the Phase I study.

- 2)-1 To formulate the master plan for integrated rural development Project.
 - A. Formulation of the basic plan for the development
 - B. Preliminary design of the major structures
 - C. Approximate estimation of the development cost
 - D. Identification of the development priority projects in the selected representative areas taking into consideration such components as follows;
 - a). Development of irrigation system and drinking water
 - b). Improvement of rural roads and farm roads
 - c). Improvement of agricultural production

E. Execution of Pre-Feasibility Study on the development priority projects in the selected representative areas.

IV. WORK SCHEDULE

The Study will be executed in accordance with the attached tentative work schedule.

V. REPORTS

JICA shall prepare and submit following reports in English to the HMG/N.

- (1) Inception report

 Twenty (20) copies at the commencement of the field works.
- (2) Progress report

 Twenty (20) copies at the middle of the phase I study.
- (3) Interim report

 Twenty (20) copies at the end of the phase I study.
- (4) Progress report (II)

 Twenty (20) copies at the end of the field work in the Phase II

 Study.
- (5) Draft final report
 Twenty (20) copies.
 HMG/N is requested to provide its comments on the draft final report
 within one (1) month after its receiving.
- (6) Final report
 Fifty (50) copies within two (2) months after receiving the comments
 on the Draft Final Report.

VI. UNDERTAKNG OF HMG/N

- To facilitate smooth conduct of the Study, HMG/N shall take necessary measures;
 - (1) to secure the safety of the Japanese study team.
 - (2) to permit the members of the Japanese study team to enter, leave and sojourn in the Kingdom of Nepal for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and counsular fees,
 - (3) to exempt the members of the Japanese study team from taxes, duties, fees and other charges on equipment, machinery and other materials brought into the Kingdom of Nepal for the conduct of the Study,
 - (4) to exempt the members of the Japanese study team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emolument or allowances paid to the members of the Japanese study team for their services in connection with the implementation of the Study.
 - (5) to provide necessary facilities to the Japanese Study team for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Nepal from Japan in connection of the implementation of the Study,
 - (6) to secure permission for entry into private properties or geographically restricted areas for the conduct of the Study,
 - (7) to secure permission for the Study Team to take all data and documents related to the Study including photographs and maps out of the Kingdom of Nepal to Japan by the Japanese study team,
 - (8) to provide medical services as needed. Its expense will be chargeable on the members of the Japanese study team.

- 2. HMG/N shall bear claimes, if any arises, against the members of the Japanese study team resulting from, occuring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or wilful misconduct on the part of the members of the Japanese study team.
- 3. Ministry of Panchayat and Local Development (hereinafter referred to as "MPLD") shall act as the counterpart agency to the Japanese study team and also as the coordinating body to other relevant organizations for the smooth implementation of the Study.
- 4. MPLD shall, at its own expense, provide the Japanese study team with the followings:
 - 1) Available data and information related to the Study,
 - 2) Counterpart personnel,
 - 3) Suitable office with necessary equipment and furniture in Kathmandu and Project sites.
 - 4) Appropriate number of vehicles with drivers.
 - 5) Credentials or identification cards,
 - 6) Permission for use of radio communication (Walkie Talkie),

VII. UNDERTAKING OF JICA

For the conduct of the Study, JICA shall take the following measures;

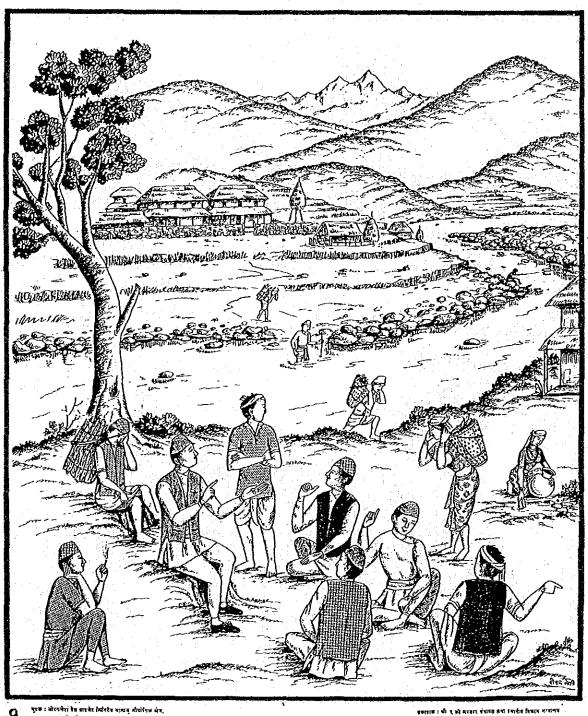
- 1. To dispatch, at its own expenses, the study team
- 2. To pursue technology transfer to the HMG/N's counterpart personnel in the course of the Study.

VIII. JICA and MPLD will consult with each other in respect to any other matter that is not agreed upon in this document and may airse from or in connection with the Study.

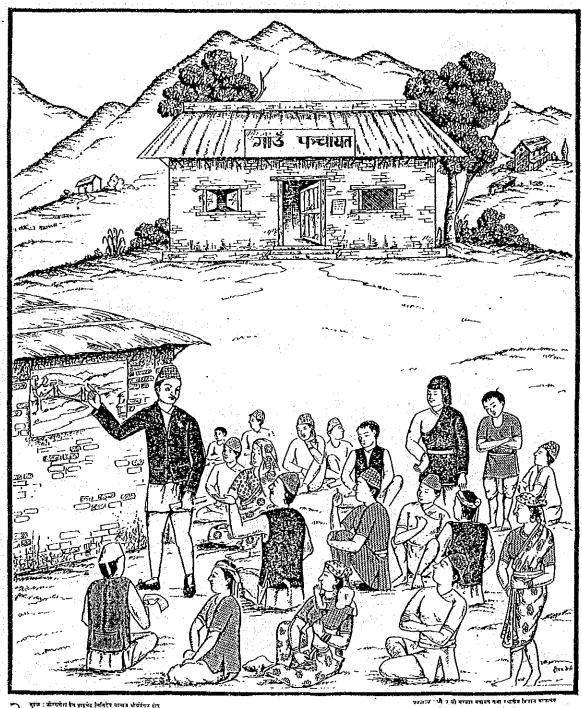
TENTATIVE WORK SCHEDULE

Month in Order 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 Field Work in Nepal In Nepal Home office Work in Japan Inc./R. P./R.(I) Int./R. P./R.(II) D.F./R. F.R. Remarks Phase I Phase I Phase II Progress report Progress report Int./R. Progress report Int./R. Interial report F.R. Einal report F.R. Einal report		
Inc./R. P./R.(I) Int./R. P./R.(II) D.F./R. Inc./R. Inception report P./R. Interim report Int./R. Interim report Int./R. Interim report Int./R. Interim report F.R. Final report F.R. Final report	Month in Order	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
Inc./R. Inception report P./R. Interim report Int./R. Interim report Int./R. Interim report Int./R. Interim report F.R. Final report F.R. Final report	Field Work in Nepal	**************************************
Inc./R. P./R.(I) Int./R. P./R.(II) D.F./R. Phase I Phase I Inc./R.: Inception report P./R.: Progress report Int./R.: Interim report Int./R.: Interim report F.R.: Final report F.R.: Final report	Home office Work in Japan	
Inc./R.: Inception report P./R.: Progress report Int./R.: Interim report D.F./R.: Draft Final report F.R.: Final report	Reports	P./R.(I) Int./R. P./R.(II) D.F./R.
R. 'R.	Remarks	
	HOHAL	R. R.

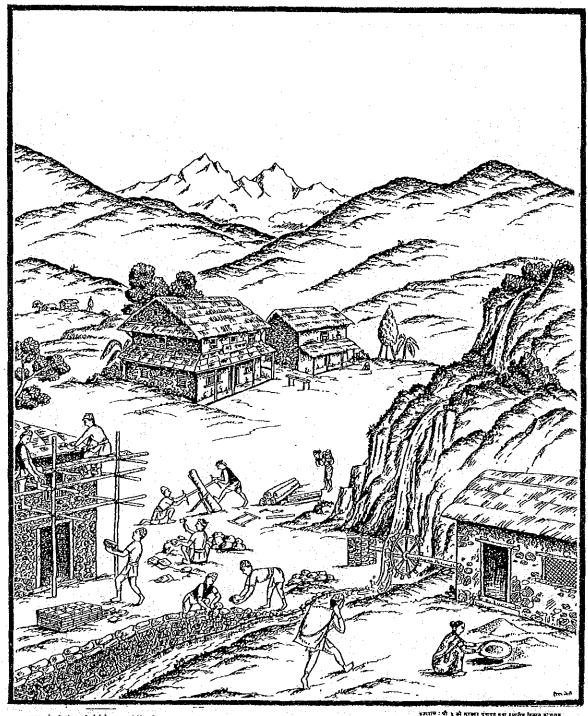
गाउँ धरको विकास गर्न विकेन्द्रीकरण अधि आपनो हित आपै, गर्ने ठूलो अवसर आयो



हाम्रा योजना हामी ने बनाओं हाम्रा योजना हामी ने चलाओं

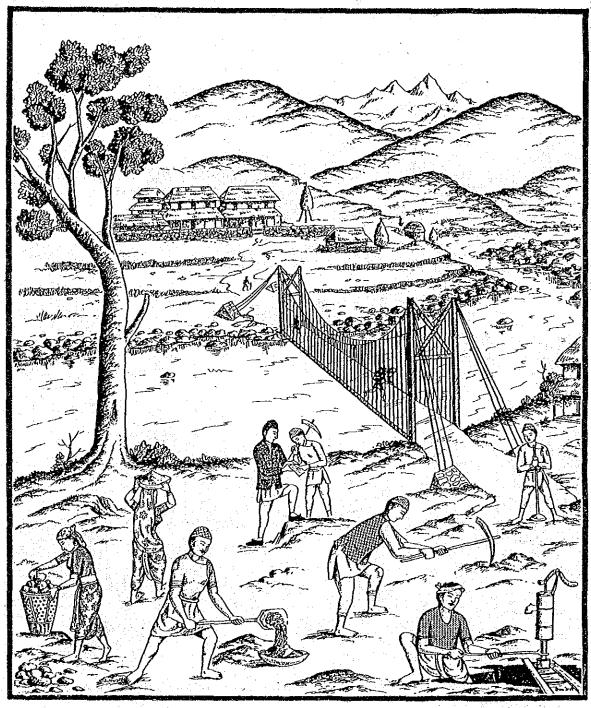


गाउँ बनाउन गाउँकै स्रोत ठीक ६ काठ, दुङ्गा. माटो, श्रम, पानी अनि सीप ६

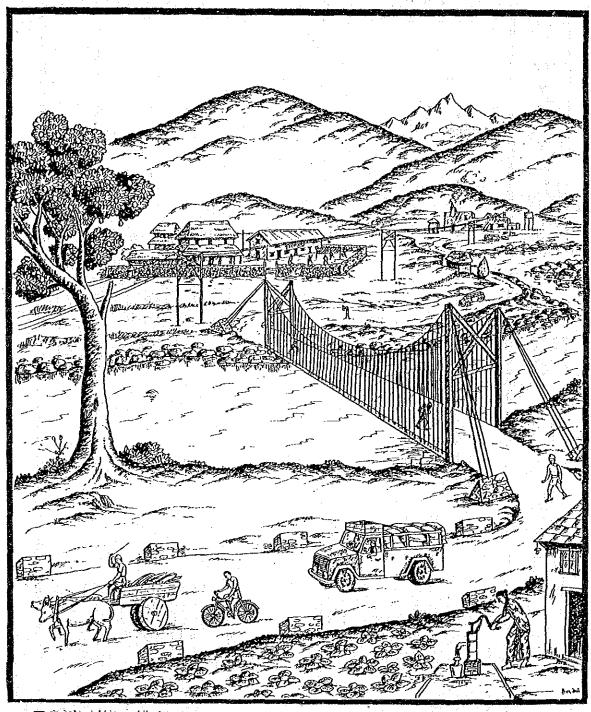


पृथ्क : कोरमनेश देश प्राप्तपेट निर्मित्रदेव बान्यम् आयोग्यक संच बान्यम्, काठपारी। धोतः ४-१३४३७ हरराज : यी ६ को सरकार पंचारत हवा स्थानीय दिवान में संगय कारीय समग्री जरुपारन केन्द्र जारुगतील स्थान में, १-२९१२९

अरुको भर अब नपरों गाउँ-धरको विकास आफै गरों



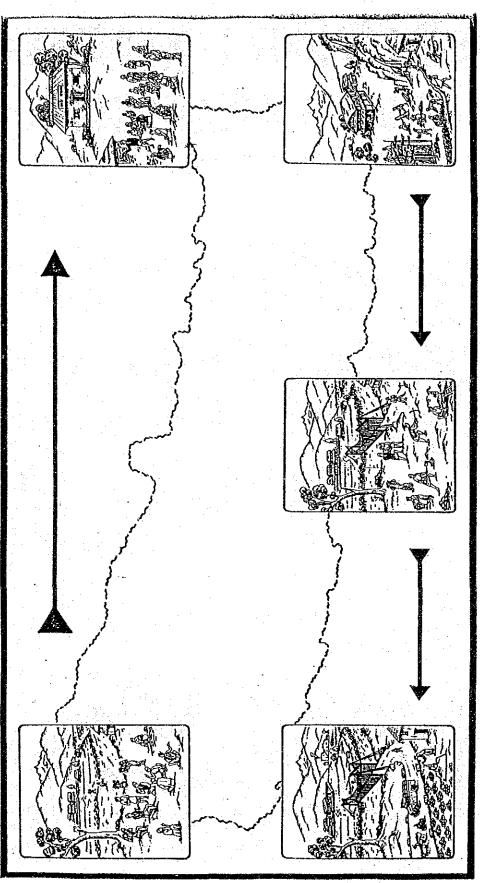
मिलीजुली विकास गरे गाउँ बन्द हाम्री विकेन्द्रीकरणको भीठो फल पाउने हौँ राम्री



मुख्यः सोरमनेश हेन क्षत्रभट निर्मिटेड पाना ह प्रीकृतिक संद् सामान काटवाडी। कीटः ४-९५४३७

प्रकारकः भी ५ वर्षे बरकार भेषायत तथा श्वास्त्र (श्वास वरणान्य तालीम भाषती प्रत्यक्षत केला कावनाक्षेत्र प्रति सं. १-२११२३

विकेन्द्रीकर विकासको ल



भूडक : जोरमधेरा वेथ अरमेट विवादत सामन् नांपर्वन मान्यत् सार्वनातीः पीतः ४-११४३०

I 調査の概要(コンタクト調査)	*****	43
1-1 日 程	, 	43
1-2 団員構成		44
1-3 調査の背景	· • • • • • • •	45
1-4 調査の目的		46
1-5 調査結果の概要		46
(1) ルンビニ県の概要		46
(2) 調査総括		48
	•	
』 調査結果		50
Ⅱ 一1 プロジェクトの背景	• • • •	50
1-1 国家開発計画における農業の位置付け		50
(1) これまでの国家開発計画		50
(2) 第7次国家開発計画		51
1-2 自然及び社会経済状況		54
2-1 自然状况		54
(1) 国土面積と地形区分		54
(2) 気 候		57
2-2 社会経済状況		61
(1) 人口及びその構成		61
(2) 人口の移動	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	62
(3) 産業構造		62
(4) 上地利用		63
(5) 農業戸数と家族人口		65
(6) 農業生産		65
(7) 農家所得		67
3. 計画地域の概要		67
3-1 面積と人口	•••••	67
3-2 気温,降水量及び土壌	·····	68
3-3 農業状況		68

	•	
(1) 耕地面積及び耕地率	, ,	68
(2) 主要農産物の生産量と単位収量		69
3 — 4 かんがいの現状		70
(1) Terai 地域の現状	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	70
(2) Hill 地域の現状		71
3-5 交 通		71
(1) 道路区分	· · · · · · · ·	71
(2) 道路整備の概況	•••••••	72
3 6 電 力		73
3-7 飲 料	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	74
3-8 教 育		7 5
3 - 9 医療・保険		76
3-10 通信,郵便		76
4. 実施体制	•••••	78
4-1 パンチャット制	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	78
4-2 経 済		83
4-3 実施体制		85
5. 調査結果と今後の課題	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	86
	ė.	
■ 本格調査実施上の留意点	·············:	88
3 — 1 モデル地区の選定		88
(1) モデル地区選定の条件	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	88
(2) 開発効果の波及手段	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	88
3-2 マスタープラン作成の考え方	•••••	88
3-3 プライオリティ プロジェクトに関する今後の検討事項		90
₩ ネパール政府との協議経過		93
4-1 調査対象地区の選定		93
4 - 2 ネパール政府との協議事項		94
4 — 3 カウンターパート機関と総合調整		95
4-4 討議議事録の概要		96
		•

ネパール王国 ルンビニ地域 農村総合開発計画(コンタクト調査)

1. 日 程 昭和62年5月24日~6月5日(13日間)日程は以下のとおり。

			日 程	
	月/日	曜日	行 動	場所
1	5 / 2 4	В	東京	バンコック
2	5 / 2 5	月	カトマンズ,大使館表敬,JICA事務所に	カトマンズ
) 	て 注意打ち合わせ	·
3	5 / 2 6	火	(1) 10:15~11:20 Mr. Gongo と日程	カトマンズ
			及び調査方針の打ち合わせ	
			(2) 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 Y.N.Ojha Joint	
			Secretary, MPLD表敬	
			(3) 15:00~15:20 A.M. Tualdhar,	
			Supdt, Engineer Dept. of Road 表敬	
			(4) 1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 5 0 Mr·S·B·Rai	
			Secretary Ministry of Panchat & Local	
	•		Development,	
			(5) 1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 Mr T.Niwa Res	
			Representative UNDP	
4	5 / 2 7	水	(1) 11:00~11:45 Mr. Gongo と打ち	カトマンズ
			合わせ	
			(2) 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0 Mr. P.P. Dahal,	
			Joint Secretary, Ministry of Finance	
	4		(3) $1.4:0.0 \sim 1.5:0.0$ Mr. P. S. J. B.	
			Rana, Honorable Minister, MPLD	
	·		(4) 16:00~16:30 Ministry of	
			Water Resources	

	月/日	曜日	行動	場所
5	5/28	术	カトマンズ→バイラワ(空路)	バイラワ
6	2 9	金	ルパンディヒ,カプリバスツ	バイラワ
7	3 0	土	} 現地調査 グルミの各郡,関係機関と協議	ポカラ
- 8	3 1	Ħ	ポカラ→カトマンズ(車)	カトマンズ
9	6 / 1	月	(1) 午前中 資料整理及び収集	カトマンズ
	7		(2) 1:00~1:30 農業省表敬	
		·	(3) 1:30~6:00 資料収集,測量局,森	
	:		林省他	
1 0	6/ 2	火	(1) 1 1 : 3 0 ~ 2 : 3 0 MPLDにおいて調査	カトマンズ
			対象地域について協議	- "
	·		Joint Secretany, Odditional Secretary,	
	-		Supdt Engireer, Mr Gongar	4
	•		(2) 3:00~6:00 M/M協議, 資料の整	
			理	
1, 1	6/3	水	(1) 1 1 : 0 0 ~ 2 : 0 0 M/M文言の検討	カトマンズ
		·	(2) 4:30~5:00 M/Mの交換,	
			Additional Secretary, Joint Secretary	
1 2	6 / 4	木	大使に報告	バンコック
			移動 —	
1 3	6 / 5	金	東京	

2. 団員構成 (5名)

団長/総括 竹 内 魁 全国農業土木技術連盟企画部長 農 村開発 青 井 隆 農林水産省構造改善局整備課長補佐 農 業 土 谷 三之助 同上経済局国際協力課長補佐 協力 政 策 八 木 正 広 外務省経済協力局開発協力課 業 務 調 整 黒 柳 俊 之 国際協力事業団農計部農林水産技術課

3. ネパール王国の概要

面 積 145.3千㎞2(日本の0.4倍,北海道の約2倍)

人 口 16,500,000人(114人/km²)

出生率 4.2%, 死亡率1.9%

政 体 立憲君主制

宗 教 回教はヒンズー教 8 9.5%, うち 3 0 %は仏教の混交, 仏教 7.5%, 回教 3%

言語 公用語はネパール語

その他ネワール語,ヒンズー語,英語

民 族 多民族国家,主な民族はアーリア系のタクーク族,インド系チェトリ・ブラーマン族,モンゴロイド系のネワール族,その他

教 育 識字率13%(1982年)

通 貨 ルピー(Rs), 1(Rs)=7円(1987年)

GNP 1982年……2550.6百万ドル(166ドル/人)

4. 要請の背景

ネパール政府は1985年から始まった第7次5カ年計画においてその目標を次のように 定めた。

- (1) 農業・工業・エネルギー等の生産拡大
- (2) 雇用機会の増大
- (3) 国民生活の基礎的条件(衣・食・医)の充足

なかでも農村人口が95%を占めるネパール王国は、その具体的な施策として農村の総合 開発に力を入れることとしている。

今回、要請のあったルンビニ県は釈迦生誕の地として知られているが、地域のほとんどが 天水依存と人畜を主力とした原始的な農業が営なまれており、住民の生活程度は極度に低い。 また、過去においても農村総合開発計画(IRDP)が一度も実施されたことのない、取り

残された地域となっている。

1985年2月当地を訪れたネパール国王は、当地域の貧困からの脱却を図るため農村開発の必要性を強調し、計画作成に向けて機構面及び実施面での措置を構ずるよう指令を発した。

このような背景をもとに、UNDPはネパール国で最も開発の遅れているルンビニ県を総合的に開発するための「プロジェクト発掘形成調査」を実施し、農業開発調査としての有望性を確認するとともに、地元住民の開発ニーズを調査し、これを基に農村総合開発構想を取りまとめてネパール政府に提出している。

以上の経過からネパール政府は改めて1986年2月,日本国政府に対しマスタープラン作成の要請書を提出し、さらに同年9月にはそのT/Rを提出している。

本調査は、上記要請に基づきルンビニ県農村総合開発計画(IRDP)のための事前調査を 行ったものである。

<要請内容>

- (1) 農村インフラ整備;かんがい・農村飲雑用水と農道等
 - (2) 人的資源開発;普及·訓練
 - (3) 生産・増収計画;穀類・果樹・コーヒー等の栽培技術及び収穫後の処理
 - (4) 環 境 保 護;土壌保全・森林保護・植林
 - (5) そ の 他;人口抑制・代替エネルギー適正応用技術の開発

5. 調査の目的

調査団はネパール政府の要請に基づき、次の事項を中心に現地調査を行ない、農村総合開発の必要性及び今後の本格調査の妥当性等について確認を行った。

調査目的

- (1) ルンビニ地域における農村開発計画の可能性・重要性
 - (1) 現地踏査による現状把握
 - (2) 住民のニーズ調査
 - (2) 要請内容の確認
 - (1) ネパール政府の意向確認
 - (2) 協力の妥当性・必要性
 - (3) 開発地域の選定
 - (1) M/P調査対象地域の選定
 - (2) 計画の規模
 - (4) 農村総合開発の Component の検討
 - (1) ニーズプライオリテーの概定
 - (2) 開発構想の検討
 - (3) プロジェクトの実現性
 - (5) 資料の収集

6. 調査結果の概要

(1) ルンビニ県の概況

ルンビニ県はネパール国西部に位置し、Terai (平野)3郡、Hill(丘陵)3郡の計6

郡で構成されている。

		LUMB	INI県	8 9 7 5 km ²
	m 101.4-4		RUPANDEHI都	1 3 6 0 km²
	Terai 地域		KAPILVASTU郡	1738 km²
LUMBINI県	5 2 6 0 km²	3	NAWALPARAS I 郡	2 1 6 2 km²
(8,970 km²)	77:11 49 t ch		ARGHAKHANCHI郡	1 1 9 3 km²
	Hill 地域	2	GULMI 郡	1 1 4 9 km²
	3715 km²	(3)	PALPA 郡	1 3 7 3 km²

(1) 郡・町・村の数

- (2) 面 積 …… 8,9 7 5 km² (うち耕地面積 3 3 0,0 0 0 ha)
- (3) 人 口 …… 1,568,000人
- (4) ハイウエー …… 2本 (Mahendra, Siddharta)
- (5) 商工業中心の町 …… 3 町(Tansen, Butwal, Bhairahawa)
- (6) 観光の要素 …… Lumbini, Taulihawa, Tansen

一方、Terai、Hillの両地域は純農村地帯であるが、自然環境・社会構造及び農業形態はまったく異なり、それぞれの特色をもっている。また、これら両地域の農業は殆どが天水にまかせ、人畜中心の原始的農業が営なまれている。

雨期は6月から9月で、この間に年降雨量(1,800mm)の85%が集中している。

a. Terai 地域の特色……平地農業で雨期には稲を作付し、乾期には小麦・トーモロコシ 等を栽培しているが、かんがい用水が不足し、生産性は極めて低い。

また、夏期の最高気温は 4 6 ℃にも達する、過酷な気象条件下におかれている。一方、 県境はインド国境に接しているため、物資の流通及び人的交流は複雑である。

b. Hill 地域の特色……急峻な山地の立木を伐採し、等高線に沿った階段畑が山頂まで続いている。農作業は殆どが人力であり労働条件は極めて厳しい。

作物は、谷合いの湿地帯では稲作、斜面の階段畑ではトーモロコシ・小麦等が主に栽培されているが生産性は Terai 地域よりはるかに低い。

また、山間の奥地まで開畑が進み、集落が点在しているが道路がないため、馬・ロバ 等が交通の手段となっている。

このため、Hill地域の農民は食料不足と現金収入の手段がなく、生活は苦しく、一部

の農民は平地の Terai 地域に移住する傾向が見られ、地域間の問題に発展する可能性も 出てきている。

両地域とも農家収入は全国平均より低く、特に Hill 地域は Terai に比べ総ての面で過酷な生活をしいられている。

とのようにルンビニ地域は全県が貧困であり、生活基盤の安定が強く求められている。

区分	Terai	Hill	備 考
地 形	平 地	丘 陵(急峻)	
主要作物	米・小麦(二期作)	トウモロコシ・コメ	·
食 料	余 剰	不 足	
飲料水	共同井戸(不足)	溪 流 水(不足)	·
かんがい用水	天 水(不足)	天 水(不足)	
道路	なし	なし	
労 力	人・畜	人力	
電気	なし	ts l	
現金収入	400Rs/年	280Rs/年	1 Rs = 7円
			(1987年)

Terai 地域とHill 地域の概況

(2) 調査の総括

ルンビニ県のうちでHill 地域はまったく未開発であり、特に貧困地帯でもある。立木の 伐採と開こんで山岳地帯は裸山となり、各所にエロジーヨンが見られこのままでは国土の 荒廃が懸念される。急傾斜地帯で働く農民は麦・トーモロコシを主体に農業を続けている が、現金収入の手段がないため、生活に苦しむ農民は近年平地のTerai 地帯に移住する傾 向が見られるようになった。

一方、Terai 地域においても年間を通じて水不足に悩まされているため農業生産は著しく低く食料不足が続いている。このためHill 地域からの農民移住者を排除する傾向も見られるようになり、これが地域間の問題として発展する可能性も出てきている。

このような状況のなかで、ルンビニ県における農村総合開発は、Hill 及びTerai のそれぞれの地域において、安定した農業生産の確立が大きなねらいであり、地域の特色を生かした農業生産活動の推進と住民の定着を図ることを中心に考えなければならない。

ネパール政府は開発の基本を雇用機会の創設特に、女性の働く場の確保を掲げており、 現金収入の道を開きたいとしている。また一方において、生活の基本となる飲料水及び道 路の確保、農業生産の拡大の他、教育問題を緊急の課題としてとり上げておりルンビニ県 全体のレベルアップを図りたいとしている。

しかし、当地域では今日まで組織だった農業開発はほとんど行なわれていないため、農村総合開発に対する認識は低く、地域住民の意識を高めることも必要となってくる。

このため、当地域での農村総合開発は全体計画のなかでそれぞれのプロジェクトを位置づけ、区域を絞って着実に実施することが必要であり、また農民が直接参加できるプロジェクトを仕組むことが肝要である。従って、当面、極端な上位開発は必要ないものと思われる。

ネパール政府は「地方分権化政策」を掲げ、district 単位での開発に力を入れているが、現状において末だ効力を発揮するような段階ではない。

先進各国がネパール各地で協力を進める中でガンパハ県農村総合開発計画は政府のトッププライオリアープロジェクトとして位置づけられており、日本政府に対する期待は極めて大きいものである。

1. プロジェクトの背景

1-1 国家開発計画における農業の位置付け

(1) これまでの国家開発計画

ネパールの国家開発計画は、王制復古(1951年)後の第1次5カ年計画('56/57~'60/61年)に始まっており、現在は1985年7月から始まる第7次5カ年計画を推進中である。各5カ年計画の概要は表-1にまとめたとおりである。

各5カ年計画の特長を簡潔に言えば、第1~第2次は、具体的目標(例えばGDP成長率)が示されておらず、願望を列挙したにとざまっている。第3次計画において初めて長期目標としてGDP成長率を3.8%と定め、第4次計画ではこれを4%と設定している。第3次、4次計画での重点分野は運輸・通信部門であり、第4次計画では、初めて農林業、農地改革、灌漑が重点分野に挙げられ、第5次計画以降、第1の重点分野として、農業、灌漑、林業を挙げている。

来:次5力年 第2次3九年 果3次5ヵ年 双4次5为年 那5次5ヵ年 **第7款5为华** ቼ6 ለ 5 ል∓ 21 j. àН 56/57 ~ 60/61 62/63 ~ 61/65 75/76 ~ 79/80 80/81 330 600 計画金様 (音万ルピー) 2.500 3.540 9,197 33.940 50,410 11,404 公共 6.170 ~ 7,545 C GERRERAL (民間部門は 含まれず) 公共 1,740 公共 2,550 930-1,187 (G) 2,096 -2,672 ・シチャーヤット **民間 520** 展制 870 **限制 21,410** DEST 11.650 公共部門海外資金 為達額(海外資金 依存度) N.A. 215 (65%) 597 (99,5%) . 1.639 (65.6%) N.A. -8,871 (96,5%) N.A. (1)及·连翰。 瓜は本・瓜地 改革・諸兵 育会配分重点55円 連絡・通信・ 運輸・通信 の数・連点・ 连轮 - 进信 反系・個点・ 卢信 日本で、日本 せか 林森 工業・観光 改革・進費 连帕・通信 粒工業・電力 経工業・電力 GDP成長事 4~5第 (実績22等 生產組織 GDP & E&I GDP战技术 ы 化水油油 GDP战民事 3 8余 展用概念创出 程度的安定 4 % (実計2.2%) 4% (実績3.1%) (実員2.7%) 生活水学问上 超用概念创出 推進路の長大 化 生産拡大の知 退化 開発指向型の 行政法規導入 生産技大の加 連化 前は・石道の 行款のH 路成 Цの基礎作り 生産の6年度 全の66年 間発担当機関 の設設 外国貿易の位 大と多様化 同様のミニマ 個民のミニマ インフラ野婦 ムニースの充 足 抚计查门収集 物価をコント ロールしつつ 経済発展の早 財建成 労働力の有効 利用と人口間 иори

表-1 各開発計画の概要

(出所)国際協力推進協会資料

(2) 第7次国家開発計画

第7次5カ年計画は、1985年7月から始まっており、その目標、重点分野等の大筋 は第6次計画を踏襲している。ただし、計画資金の分担において、公共部門の財政難から、 公共投資の計画額を拡大し難いため、民間部門にその役割をより一層求めていることであ る。

第5次から第7次計画における開発支出の部門別計画割合の推移(表-2)を見てみると、農林業部門(灌漑を含む)の割合は、第5次24.6%、第6次33.1%,第7次34.3%と高めてきており、一方、運輸・通信部門の割合を第5次26.8%、第6次21.4%、第7次14.4%と低下させてきている。

このように、ネパール政府が第7次計画で見るとおり、農林業部門を最大の政策課題と して取組んでいる様子が伺える。

表-2 開発支出の部門別割合の推移

(単位:百万NRs)

ψn	ня		第 5	次		第6	次	第 7	次
部	門	計画	%	実 績	%	計画	%	計画	%
農 林	業	2,136	2 8.3	2,048	2 4 6	7,390	3 3.1	17,280	3 4.3
鉱 工	業	652	8.7	593	7.1	E 4 0 0	946	10840	1
電	カ	800	1 0.6	912	1 1.0	5,490	2 4.6	10,840	2 1.5
運輸 •	通信	1,990	2 6.4	2,230	2 6.8	4,780	214	7,260	14.4
社会サ	ービス	1,714	2 2.6	2,106	2 5.3	4,6 4,0	2 0.8	15,030	2 9.8
パンチャ	ヤット	253	3.4	3 2 4	3.9		- -	_	-
計		7,545	1 0 0.0	8,213	1 0 0.0	2 2, 3 0 0	1000	5 0, 4 1 0	1 0 0.0

(注)第5次は174/75年価格,第6次は179/80年価格,第7次は184/85年 価格で策定

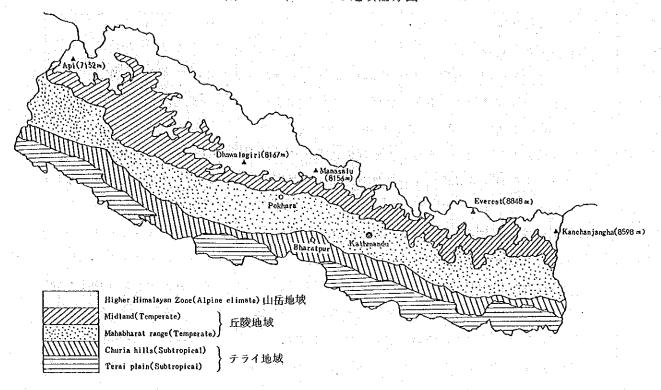
なお、第7次5カ年計画の目標と戦略等を示すと次のとおりである。

第7次国家開発計画

- (1) 目 標
- 1) 農業,エネルギー,工業の生産と生産性の向上
 - 2) 雇用機会の拡大
 - 3) 国民の基本的ミニマム需要の充足 食糧,衣料,燃料,飲料水,医療,教育,農村交通網
- (2) 開発戦略

- 1) 農業部門を最優先
- 2) 森林開発と土壌保全
- 3) 水資源開発
 - 4) 工業振興
 - 5) 輸出振興
 - 6) 観光開発
 - 7) 人口抑制
 - 8) 均衡のとれた開発
 - 9) 権限分散による経済管理の改善
- 10) 開発機関の強化と活性化
- (3) 重点施策
- 1) 人口政策
 - 2) 雇用対策
 - 3) 水資源開発とエネルギー政策
 - 4) 環境及び土地利用
 - 5) 輸 出
 - 6) 行政開発
 - 7) 科学,技術政策
 - 8) 都市及び定住政策
 - 9) 国営化政策
 - 10) 民 活
 - 11) 地域開発
 - 12) コンピューターネットワーク
 - 13) 価格政策
 - 14) 税 制
 - 15) 金融政策
 - 16) 開発への女性参加
 - 17) 子女教育
- (4) G D P 成長率
 - GDP成長率目標を全体で4.5%, うち農業部門3.5%, 非農業部門5.7%

図ー1 ネパールの地域区分図



ネバールの地域区分

and a second control of the control		
Zones	Average width	Approximate area
1. Higher Himalayan zone (Alpine climate)	45 km	48000 sq. km
2. Midland (Temperate)	- 30	36000
3. Mahabharat range (Temperate)	20	24000
4. Churia hills (Subtropical)	20	24000
5. Terai plain (Subtropical)	28	24000
		146000

2. 自然及び社会経済状況

2-1 自然状况

(1) 国土面積と地域区分

ネパールは,東西約800km,南北約150kmから250kmの帯状で,北はチベット (中華人民共和国),東西及び南はインドに囲まれ,国土面積は日本列島の約8割に相 当する約14.7万km2である。(表-3参照)

地域区分の方法には、自然的条件による方法と社会経済的条件による方法とがあるが、ネパールを自然的条件によって区分するとすれば、標高によっておおよそ3つの地域に分けられる。すなわち、低標高(60~300m程度)で亜熱帯性気候の南部平原(テライ地域)、カトマンズ、ポカラ等の大きな都市を有する中標高(500~1,500m程度)の丘陵地域及び大ヒマラヤ山塊を含む北部の山岳地域から成っている。

帯状の細長い国土の中に、標高 6 0 m程度のところから 8,0 0 0 mを越す山岳を包含する北から南にかけてテラス状の地形を成している。

との大ヒマラヤの氷雪地帯からの多量の水は、3つの大きな流れ(Kosi川, Gandaki 川, Karnali 川)となって丘陵地帯を深く刻んだ急峻な溪谷を形成し、インド亜大陸へと流れ入んでいる。

また、社会経済的条件によって区分するとすれば、現在ネパール政府が地域開発のために採用している拠点都市を中心とする5つの開発地域、すなわち、東部開発地域(拠点都市タンクタ)、中部開発地域(拠点都市カトマンズ)、西部開発地域(拠点都市ポカラ)、中西部開発地域(拠点都市ビレンドラナガール)、極西部地域(拠点都市テバヤル)に区分できる。(図-2)

表ー3 ネパールの国土面積と人口の現況(1981年)

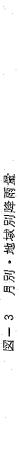
			·.	***************************************			
面	積			人			
開発地域・県・郡	面 積 (km²)	割 合 (%)	男 (千人)	女 (千人)	計(千人)	割 合(%)	人口密度 (人/km²)
東部開発地域 (3県,16郡)	28, 456	20	1,902	1,807	3,709	25	130.3
Mechi県(4郡)	8, 196		481	451	933	·.	113.8
Kashi県(6郡)	9,669		732	692	1,424		147.2
Sagarmatha県(6郡)	10,591		689	664	1,353		127.7
中部開発地域(3県,19郡)	24,410	17	2, 539	2,371	4,909	32	179.1
Janakpur 県(6郡)	9,669		864	824	1,688		174.6
Bagmati県(8郡)	9,428		931	851	1,782		189.1
Narayani県(5郡)	8,313		743	695	1,439		173.1
西部開発地域(3県,16郡)	29, 398	20 (100)	1,584	1, 544	3,129	21 (100)	106.4
Gandaki 県(6郡)	12,275	(42)	546	562	1,108	(35)	90. 2
Dhawalagiri県(4郡)	8,148	(28)	229	224	453	(15)	55. 7
Lumbini県(6郡)	8,975	(30)	810	7 58	1,568	(50) <100>	174.7
∫ Gulmi郡	1,149	< 13>	116	122	238	< 15>	207.2
Palpa郡	1,373	< 15>	109	106	214	< 14>	156.2
Nawolparasi郡	2,162	< 24>	159	150	309	< 20>	142.8
Rupandehi 郡	1,360	< 15>	197	182	379	< 24>	278.7
Kapilvastu郡	1,738	< 20>	143	127	270	< 17>	155.4
人 Arghakhanchi 郡	1, 193	< 13>	86	71	157	< 10>	131.9
中西部開発地域(3県,15郡)	42,378	29	995	961	1,956	13	46.1
Rapti県(5郡)	10,482		439	438	877		83.6
Bheri県(5郡)	10, 545		430	407	836		79.3
Karnali 県(5郡)	21,351		126	117	242		11.4
極西部開発地域(2県,9郡)	19,539	14	676	644	1,320	9	67.6
Seti県(5郡)	12,550		745	401	394		63.3
Mahakali 県(4郡)	6,989		275	250	525	1 1 1	75.1
計(5開発地域,14県,75郡)	147, 181	100	7,695	7, 328	15,023	100	102.1

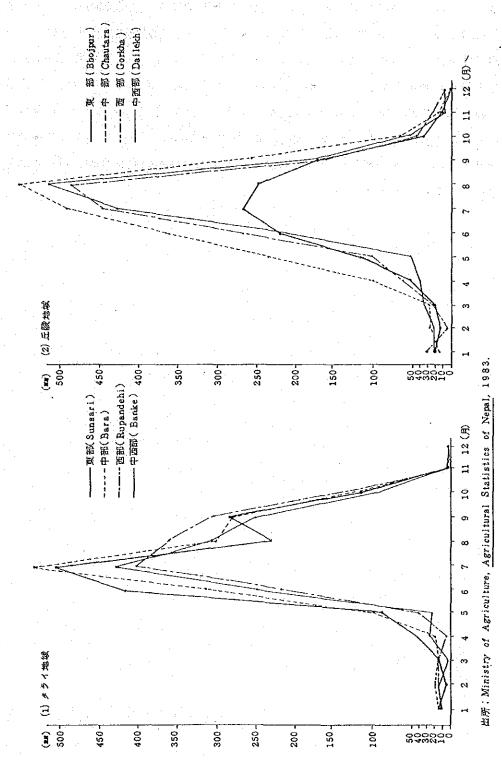
出所: Statistical Pocket Book, Nepol, 1986 (注) 四捨五入のため合計が合致しない場合がある。

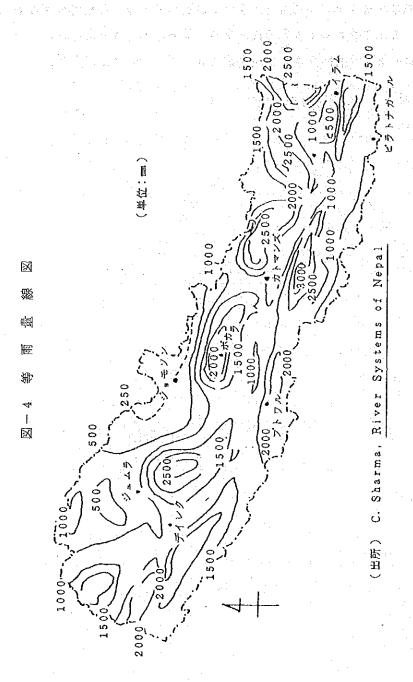
- 56 -

(2). 気 候

ネパールは、いわゆるアジアモンスーンの影響を受ける代表的な国の一つである。複雑な地形と標高が、降雨量と降雨の季節変動におよばす影響が極めて大きい。ネパールの雨季は6月初旬のモンスーンによる大雨に始まり、7~8月に集中的な降雨となる。9月下旬から降雨が減少し、12月から乾季となる。この雨季の期間中に年降水量(国全体の年間平均約2200m)の8割が集中する。地域別に見ると、雨季の降水量は、東から西に向って漸減し、かつ、標高の高い山岳地域から標高の低いテライ地域に向って漸減しているのが一般的である。したがって、この雨季の始まりがネパールの最大の農作物である稲の播種を決定付けている。(図-3及び4)



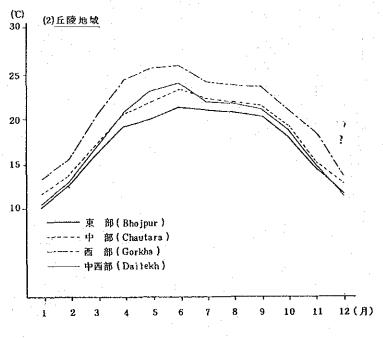




一方,気温については,ネパールは国土が狭いにもかかわらず,標高と地形によって 大いに異なっている。農業的に見て重要なテライ地域及び丘陵地域の代表的地点の月別 気温を見ると、いずれの地域も12月から1月にかけて最も低くタライ地域では15℃ ~20℃前後、丘陵地域では10℃~15℃前後にあり、4月頃から9月頃にかけて暑 くタライ地域では25℃~30℃前後、丘陵地域では20℃~25℃前後にある。

(1)タライ地域 (C) 30 ~ 25 20 15 10 部(Sunsari) 部(Bara) 西 部(Rupandehi) 中西部(Banke) 12(月)

気温の月別・地域別変化



2-2 社会経済状況

(1) 人口及びその構成

ネパールの人口は、1981年時点で男7,695千人、女7,328千人の計15,023千人である。人口分布は、東部・中部に多く、西に向うに従って少なくなり、かつ、南部テライ地域から北部山岳地域に向うに従って少なくなる傾向が見られる。これを人口密度(人 $/km^2$)で見ると、中部開発地域が最も高く、179.1人 $/km^2$ 、一方中西部開発地域はその1/4の46.1人 $/km^2$ となっている。(表-3)

人口増加率について見ると、毎年2%を越える率で増加してきており、ネパール政府の予測によれば、家族計画等が順調に国民の間に浸透したとしても、2001年には対1981年比の57%増の増加を見通している。(表-4)

年	人口(千人)	期間中増加率(%)
1 9 6 1	9, 4 1 3	(1952/54~)11.1
1 9 7 1	1 1, 5 5 6	(1961 ~)22.8
1 9 8 1	1 5, 0 2 3	(1971 ~) 30.0
1986*	1 7, 1 3 1	(1981 ~)14.0
1 9 9 1*	1 9, 3 7 0	(1986 ~)13.1
1996*	2 1, 5 3 9	(1991 ~)112
2001*	2 3, 5 9 3	(1996 ~) 9.5

表-4 人口增加率

(注) * 印は推計値

1981年時点の人口15,023千人の年令別構成を見ると,0~20才までの人口が50%占めている。特に0~9才児の人口が全体の30%を占めているということは、ネパール国ではいかに乳幼児死亡が高率であるかをうかがわせるものである。(表-5)

表-5 年令別人口構成(1981年現在)

年令(才)	人口(千人)	割合(%)
0 ~ 9	4, 5 0 5	3 0
1 0 ~ 1 9	3, 0 4 5	2 0
20~29	2, 5 0 0	1 7
3 0 ~ 3 9	1, 8 6 9	1 2
40~49	1, 3 7 2	9
5 0 ~ 5 9	888	6
60才以上	8 4 4	6
計	1 5, 0 2 3	1 0 0

(2) 人口の移動

ネパールでは、従来、マラリアの発生等からテライ地域の人口密度は、丘陵地域に比して少ない傾向にあったが近年は、マラリア等の病気の発生が少なくなるに伴い、平担で肥沃なテライ地域への丘陵地域、山岳地域からの人口の移動が進んでおり、これがテライ地域の開発を遅らせる遠因となりつつある。

1981年現在,テライ地域以外の地域で出生し,テライ地域に住んでいる人口は724千人(全人口の約5%)で,一方,テライ地域で出生し,テライ地域以外の地域に住んでいる人口は206千人(全人口の13%)で,差し引き686千人がテライ地域の人口移動に伴う人口増となっている。(表-6)

表-6 人口の移動状況(1981年現在)

(千人)

Fet Ar Art.		出	生	地	
居住地	山岳地域	丘陵地域	テライ地域	計	移動増△減
山岳地域	<u>.</u>	3 3	2	3 6	△ 2 6 1
丘陵地域	1 3 4	<u> </u>	3 6	1 7.0	△425
テライ地域	1 6 3	5 6 1	_	724	686
計	2 9 7	5 9 5	3 8	9 3 0	

(3) 産業構造

ネパールの産業構造について、産業別就業人口及びその比率について見ると、全国就 労人口 6,851千人のうち農業部門は6,260千人(91.4%)となっている。(表-7) 一方、これをGDPの推移及び構成から見ると、1974/75年は、国全体で16,571百万Rsと42%の大幅な仲びを示している。これは農業部門以外の部門、すなわち建設、製造業の部門の成長の影響を受けたものである。ちなみに農業部門の同期間における伊びは27%の伸びしか得ていないことからも明らかである。(表-8)

しかしながら、農業部門は、ネパールにとって就労人口の 91.4% (1981年)を抱え、かつ GDP の 62.4% (1985/86)を産出する最も重要な産業であることに変りはない。しかも、最近、そのシェアーの低下傾向に歯止めがかかっていることは、他産業の不振から来る農業振興の重要性をますます強調しているものと言えよう。

表-7 ネパールの就労人口(1981年)

	就労人口	うち農業部門
全 国	6,851千人	6,260千人(91.4%)
うち西部開発地域	1,466	1,383 (94.3%)

(注10才以上

表-8 ネパールのGDPの推移(1974/85年価格)

(単位:百万Rs)

	1974/75	1977/78	1980/81	1983/84	1985/86
全国	16571	18607	20158	2 1, 8 7 3	23470
	10,011	1 3, 0, 0			
うち農業部門	1 1, 5 5 0	11,141	1 2, 0 6 6	1 3, 6 6 8	1 4, 6 4 6
(割合)::::::::::::::::::::::::::::::::::::	(69.7)	(59.9)	(5 9, 9)	(62.5)	(62.4)

(4) 土地利用

ネパールにおける土地利用は、前述の地形や気候に大きく左右され、その結果表-9 のような状況となっている。国土総面積のうち、耕作地の占める割合は18.0%に過ぎず、大半は森林、積雪地等となっている。なお、耕地のうち約7割がテライ地域に存在していることから、ネパール農業の振興は、テライ地域の開発いかんにかかっていると言っても過言ではなかろう。

この耕地面積を国民 1 人当たりに換算(26,533 km²/15,023 千人)すると、 0.18 ha であり、イギリス 0.17、 西独 0.18 とほぼ同じである。(参考 日本 0.07 ha)

テライ地域は、気候的に亜熱帯性で、土壌は肥沃であり、水さえ確保されれば作物の 旺盛な成育が期待できる地域である。このため、この地域からは国全体のほぼ7割に相 当する穀物(主として米、小麦)が産出され、ネパールの穀倉地帯と称されている。

丘陵地域は、平担地が少なく、テラス式段丘水田耕作が行なわれており、灌漑の困難な山地斜面ではヒエ・トウモロコシ等の雑穀類が主として栽培されている。

表-9 ネパールの土地利用状況(1981年)

	1	地利。	用	面積 (km²)	%
	耕	作	地	2 6, 5 3 3	1 8. 0
	林		地	5 5, 3 3 4	3 7. 6
	積	雪	地	2 2, 4 6 3	1 5. 3
	放	牧	地	1 9, 7 8 5	1 3. 4
	水		īfii	4,000	2. 7
-	施設	及び	道路	1, 0 3 3	0. 7
	そ	Ø)	他	1 8, 0 3 3	1 2. 3
		計		1 4 7, 1 8 1	1 0 0.0

表-10 世帯数と平均家族数(1981年)

地 域	世帯数	%	世帯当たり
東部開発地域	652(千戸)	2 5. 2	5.7(人)
中部開発地域	8 5 5	3 3 1	5. 7
西部開発地域	5 4 4	$\begin{pmatrix} 2 & 1 & 1 \\ 1 & 0 & 0 \end{pmatrix}$	5. 7
Lumbini県	262	(4 8. 2) <1 0 0 >	6. 0
Gulmi 郡	4 2	1 6 0	5. 7
Palpa郡	3 6	1 3.7	5. 9
Nawalparasi郡	4 9	1 8.7	6. 3
Rupandehi 郡	6 1	2 3 2	6. 2
Kapilvastu郡	4 6	1 7.6	5. 8
Arghakhanchi郡	2 8	1 0.7	5. 7
中西部開発地域	3 2 2	1 2. 5	6. 1
極西部開発地域	2 1 2	8. 1	6. 2
			<u> </u>
全国計	2, 5 8 5	100	5. 8

(5) 農家戸数と家族人口

農家戸数は全世帯数の9割に及ぶ2、194千戸となっている。農家の平均家族人口については、具体的資料を入手し得なかったので明らかでないが、表-3及び表-10の傾向から見て、その平均家族人口も表-10の非農家世界をも含めた数値を準用しても大差ないものと考えられる。

(6) 農業生産

ネパールの農業生産は、その気候・地理的条件の地域差を反映して多種多様である。 主として作付の作付パターンを中心に各地域の農業形態を概観すると、丘陵地域では、 米及びメイズを主要作物としているが、高度、土壌、気象条件の差異により、かなりの 多様性がある。また、この地域の農業は日照時間、集中的降雨、傾斜面での耕作等のた めにリスクも大きい。このため、農家は、それを回避すべく混作、輪作等を行っている。 丘陵地域のより高い所ではメイズが主要作物である。メイズのほかに、雨季には陸稲、 ヒエ、ナタネなどを、乾季には小麦、ひよこ豆等を作付けている。また丘陵地域の低地 で灌漑が可能な所は水稲の二期作、乾季に水不足の所では小麦、ばれいしょ等という作 付パターンが一般的となっている。

タライ地域の主要作物は、水稲と小麦である。また、油糧種実も小麦に次ぐ冬作物と して重要となっている。

また、灌漑が通年可能な地域では稲の二期作も行われているが、乾季の灌漑のみが可能な地域では、稲と冬小麦の二毛作が主体である。また天水田地帯ではもっぱら米の単作が一般的で、乾季の水田は休閑地となっている。

以上のように、乾季の水が利用可能な地域では、比較的二期作、二毛作が行われており、その結果、ネパールにおける単位当たり収量及び生産量は表-11及び12のようになっている。

表一11 単位当たり収量 ニューター ニュー・ニュー

(ŀ	7/	ha)
$\overline{}$				

` ;:	The first displayment of the second		er ya a fi taka bisa fi F	(トン/ ha)
* .	作品。物	1980/81	1983/84	(参考) 日本の場合(1984)
* *	食用作物			tion of the second second
	水 稲	1,932	2.066	7, 1 8 0
	トウモロコシ	1, 6 2 9	1. 5, 1, 1	
	小麦	1, 2 1 8	1, 3 4 3	3, 1 9 0
	大 麦	0.863	0.897	5 8 0
-	ミレット	0.998	0.928	· · · -
	換金作物			1
٠.	サトウキビ	2 0. 0 2 4	2 2 3 8 7	· —
	油糧種子	0.631	0.663	_
	タバコ	0.761	0.763	· -
£,	ジュート	1.1 4 1	1.058	
	馬鈴薯	5.658	6.506	2 8, 9 0 0

	the second	表-12 生産量	
		en e	(チトン)
	作物	1980/81	1983/84
	食用作物		
	水稲	2, 5 6 0	2, 7 0 9
	トウモロコシ	7 5 2	8 2 0
	小 麦	5 2 6	5 3 4
	大 麦	2 3	2 4
	ミレット	1 2 2	1 2 4
	换金作物		
4. 	サトウキビ	5 9 0	4 0 8
	油糧種子	7 9	8 4
	タ バ コ	5	6
	ジュート	4 3	3 3
	馬鈴薯	3 2 0	4 2 0

(7) 農家所得

今回の調査において、農家所得に関する最近のデータを入手することができなかったが、1977年のデータによれば、年平均農家所得は3,588Rsで農業所得依存度(農家所得に占める農業所得の割合)は約644%である。(表-12)

また、タライ地域と丘陵地域の所得格差は、ネパール政府担当者によれば、前者の方が後者を50%程度上廻るとのことである。

表-12 平均年農家所得(1976/77年)

(単位:ルピー)

## <= ** ### .TI!	平均農	業所得	平均非	農業所得	農 家	所得
農家類型	金額	(%)	金 額	(%)	金額	(%)
土地なし世帯	266	(5.37)	4, 690	(94.63)	4, 956	(100)
零細農家					awa a sa a sa	
灌 溉	1, 824	(51.84)	1, 694	(48, 26)	3, 518	(100)
非 灌 觀	2, 493	(51.12)	2, 383	(48.88)	4, 876	(100)
小規模農家	e - 4		ignario de la compansión de la compansió			
灌 漑	4, 177	(73.20)	1, 529	(26.80)	5, 701	(100)
非 灌 概	3, 574	(72.80)	1, 335	(27. 20)	4, 909	(100)
中規模農家		•				•
灌 觀	6, 805	(78.69)	1, 842	(21.31)	8, 647	(100)
非 灌 漑	4, 584	(78. 15)	1, 282	(21.85)	5, 866	(100)
大規模農家		• •	•			
灌 概	8, 227	(80.99)	1, 931	(19.01)	10, 158	(100)
非 灌 溉	5, 144	(78.00)	1, 453	(22.00)	6, 597	(100)
全国平均	3, 588	(64.43)	1, 981	(35.57)	5, 569	(100)

出所: National Plannig Commission (1977)資料。

3. 計画地域の概要

3-1 面積と人口

本格調査の対象地域のルンビニ県及び各郡の面積及び人口は、表-3に示した。ルンビニ県のうち、PUPANDEHI、NAWALPARASI、KAPILVASTUのテライ地域に位置する各郡は、近年、ネパールの中でも、人口が自然増加と丘陵・山岳地域からの流入により著しく増加してきている地域となっている。

3-2 気温,降水量及び土壌

ルンビニ県において、主としてテライ地域に位置するKAPILVASTU、RUPANDEHI 及びNAWALPARASHIの各郡と主として山岳地域に位置するGULMI、ARGHAKHー ANCHI及びPALPの各郡とは、おのずと気温、に差異が見られる。すなわち、概略、テライ地域の各郡は山岳地域の各郡に比して、気温が5°C高い傾向にある。(表-13)

mp A	気 温	気 温(℃)	
郡 名	最 高	最 低	降水量(7571)
Gulmi	2 3. 3	1 4.8	1 5 1 6.6
Palpa	2 3.3	1 4.8	1 9 0 3.2
Nawalparasi	2 8. 9	2 0. 5	1 5 1 6.6
Rupandehi	2 8. 3	2 0.5	1 5 8 8.4
Kapilvastu	3 0.6	1 7. 9	1 5 8 8.4
Arghakhanchi	-	_	8 4 5.3

表一13 気温と降水量(年間)

出所: UNDP 資料

年間降水量は、ネパール全平均の約2,200 mmに比して30%程度少ない1,600 mm 後という状況となっている。

また、土壌について、概略、テライ地域の各郡はAlluvial Soils と称される土壌が、 山岳地域は Lacustrine Soils と称される土壌が主体をなしている。

3-3 農業状況

(1) 耕地面積及び耕地率

ネパールの人口 1 人当たりの平均耕地面積は前述のとおり0.18 ha となっている。とれを農家一戸当たりで見ると全国平均は1.12 ha で,ルンビニ県平均は1.37 ha と大きい。しかし,これを郡別に見ると,郡間格差が大きく,丘陵地域のGulmi 郡及びArchaper Compact Parameters は<math>1.05 ha と比較的広い耕地を保有している。

また、耕地率は、全国平均16.7%であるのに対し、Lumbini県は32.5%と高い耕地率を示している。しかし、これを郡別に見ると、農家一戸当たり耕地面積の傾向と同様、丘陵地域のGulmi郡及びArghakhanchi郡では16.5%及び8.4%と低い反面、テライ地域のRupandehi郡、Kapilvastu郡では、それぞれ62.5%、47.2%と極めて高い率を示している。

表-14 ルンビニ県内の農家数、耕作地及び一戸当たり耕作地面積

the state of the s	<u> </u>							
地域	農家数	## // E ##	eria di birangan	1.5 .55.			一戸当たり	耕地率
7 <u>6</u> 27	<i>D</i> C 200 200	ADI TE DE	うち自作地	%	うち小作地	%	耕作地面積	1777 地学
	千戸	干ha	千ha		千ha	la a	ha	%
全 国	2, 194	2, 464	2, 318	94. 1.	146	5. 9	1. 12	16 7
Lumbiui県	213	292	285	97. 6	72	2. 4	1. 37	32. 5
Gulmi 郡	34	19	19	99. 9	0	0. 1	0. 55	16. 5
Palpa郡	31	48	48	99. 7	0	0. 3	1. 55	35. 0
Nawalparasi 郡	33	48	47	98. 1	1	1. 9	1. 45	22. 2
Rupandehi 郡	53	85	84	99.3	1	0. 7	1. 60	62. 5
Kapilvastu郡	40	82	77	93. 5	5	6. 5	2. 05	47. 2
Arghakhanchi 郡	22	10	10	99. 4	0	0. 6	0. 45	8. 4

(2) 主要農作物の生産量と単位収量

ルンビニ県を含む、西部開発地域における四大農作物の種類は、水稲、トウモロコシ、小麦及び馬鈴しょとなっている。1981年の生産量は表-15のとおりとなっている。また、主要農作物の単位収量に関し、ルンビニ県におけるデータが見当らなかったが、ネパール全国の平均的収量は、表-16のとおり、米(籾ベース)2.0トン/ha、トウモロコシ1.6トン/ha、小麦1.3トン/haであり、極めて少ない収量となっている。

ただし、Rupandeh 農業試験場での開取り調査による試験場ベースの米の主要品種の単位収量は、高品質米とされるMonsuri が 2.5 トン/ha、Sarju 4 9 が 2.8 トン / ha であり、中品質米とされる Janaki 及び Sabitri が 4.0 トン/ha、CH 4 5 が 2.5 トン/ha とのことである。また、市場価格は 1 9 8 5 年平均で、Monsuri 3.6 0 Rs / Kg、Sarju 4 9、3.4 0 Rs / Kg、Janaki、Sabitri 及び CH 4 5 が 3.0 0 Rs / Kgとのことである。

表-15 西部開発地域における四大農作物の生産量(1981年)

(面積千ha,収量トン)

			*				・ウモ	כם:	シ		小	麦			馬鈴	しょ	
		面積	%	収 量	%	面積	%	収量	%	面積	%	収量	%	面積	%	収量	%
			1		l I			i de la companya de l	! :				1 		l 		
西部 発地	開域	271	19.6	527	1 195	105	18.1	129	15.7	92	20.4	107	20.0	9	13.6	56	13.3
		1 5 W. 1									 	. š <u>-</u> .	1 1		! !		. ') '
全	国	1377	100.0	2709	100.0	579	100.0	820	100	452	100.0	534	100.0	66	100.0	420	100.0

表-16 ネパールにおける主要作物の生産量と単位収量

	S N.	Name of crop	Area (1,000ha)	Production (1,000ton)	Yidld (Kg/ha)
	1	Rice	1,297	2,560	1,975
	2	Corn	4 7 5	752	1,581
	3	Wheat	400	5 2 6	1,315
	4	Grain legumes	2 1 3	8 4.2	3 9 5
	5	Millet	1 2 2	1 2 2	1,000
	6	Oilseeds	1 1 4	7 9	6 9 5
:	7	Barley	27	2 3	8 6 3

Source: Agricultural Statistics of Nepal, 1983: Department of Food and Agricultural Marketing Services, HMG/Nepal.

3-4 灌漑の現状

第6次に及ぶ5カ年計画の推進により、近年灌漑面積が大幅に増加してきているが、いまだ灌漑面積は35万 ha に達していない。

(1) Terai 地域の現状

Terai地域においては恒久河川としてはTinanとBangangaの2本しか存在しない。 その他の河川においては乾期には地表水は全く無くなるため、水源は地下水に求める ほかにない。

灌漑されている面積はルパンデイヒ(Rupandihi)郡で35%, カプリバス(Kapilvastu)郡で10%程度となっている。

バイラワ(Bhairahawa)農業試験場の降水量データーを見ても雨期の6月~9月において、年間降水量の85%が集中しており、この期間に稲作が天水により植付られており、水路はなく田越し灌漑となっている。

期		間	灌溉面積(ha)
5 ケ年計画以前(1	956/57)		6, 2 2 8
第1次5ケ年計画(1956/57~	1960/61)	5, 2 0 0
第2次 // (1 9 6 2 / 6 3 ~	1 9 6 4 / 6 5)	1, 0 3 5
第3次 // (1 9 6 5 / 6 6 ~	1969/70)	5 2 8 6 0
第 4 次 // (1 9 7 0 / 7 1 ~	1974/75)	3 7, 7 3 3
第 5 次 " (1975/76~	1979/80)	9 5, 4 2 5
第6次 " (1 9 8 0 / 8 1 ~	1984/85)	1 4 0, 1 9 1*
合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	#	3 3 8, 6 7 2

***第6次計画の数値は概算である。**

Source: National Planning Commission

しかし、乾期に水源が確保できれば裏作としてトウモロコシ、小麦等も安定した収量 が得られるため、灌漑に対する要望は極めて強い。

なお、灌漑プロジェクトの主なねらいが裏作のための用水確保と、表作である稲の苗 代用水の補給水確保に重点が置かれている。

(2) Hill 地域の現状

Hill 地域においては峡谷が深く、谷底の低地やそれに続く緩傾斜地における水田は乾期においても水稲が作付けられている。

それ以外の山の斜面に展開する階段式水田は、等高線に沿って造成されているため、 あたかも地すべり地帯の水田と同様の光景が見られる。これらのうち安定した溪流水が 確保できる所では、裏作に水稲を作付けている。

3-5 交 通

(1) 道路区分

ネパールにおいては、道路の役割を次の4つに区分するとともに、道路の構造により 次の3つの区分をしている。

道		Highway	ハイウエイ
路	2	Feeder road	アクセス道
の 役	3	District road	郡道
割	4	City road	都市道
道 路	1	Black top	アスファルト舗装道
別	2	Gravel	砂利舗装道
稱 造	(3)	Earthern	土道

なお, 道路の整備状況は次表のとおりである。

道路の整備状況

(単位:km)

			the state of the s		
道路の種類	区域分け	アスファルト 舗 装 道	砂利舗装道	土 道	計
ハイウエイ	全 州 (region)	1, 7 0 4	9 5	1 6 1	1,960
(Highway)	西部州 (western)	4 9 5	-		495
フィーグー 道路	全 州	5 8 1	3 3 5	959	1,875
(Feeder road)	西部州	8 7	1 1 ***********************************	168	266
郡道	全 州	6.3	275	8 8 6	1, 2 2 4
(District road)	西部州	1.6	5 1	140	207
都市道	全 州	3 7 6	2 1 3	277	866
(City road)	西部州	7 4	1 6	7 3	1 6 3
	全 州	2, 7 2 4	918	2 2 8 3	5,925
at	西部州	672	7 8	381	1, 1 3 1
	うちルンビニ県	4 2 5	6 8	9 9 6	7 8 9

出典:「Neapal Road Statistics」 Department of Roads

(2) 道路の整備の概況

(ハイウエイ)

ルンビニ県(LUMBINI ZONE)には3本のハイウェイがありM/P対象地域には1本がある。マヘンドラ(Mahendra)道路はネパール国の東西を結ぶ大幹線として走っており、部分的にはアスファルト舗装道が破損しているが、地域の大動脈としての役割を果しており、インド国境からの物質の移入はこのルートを通じて首都カトマンズまで輸送されている。

(フィーダー道路)

ルンビニ県には10本のフィーダー(Feeder)道路があり、対象地域には5本が走っている。しかしフィーダー道路は大部分が未舗装であるため、夏期以外は利用できない。

(郡 道)

ルンビニ県には9本の郡(district)道があり、対象地域には4本が走っている。 フィーダー道路と同様に大部分が未舗装であり、乾期以外は利用できないものと思われる。

(都市道)

ルンビニ県には、都市 (City) 道が7本あり、対象地には2本が走っている。

都市道はいわば街路であり、アスファルト舗装率もフィーダー道路, 郡道に比べ高い。 3-6 電 カ

西部州(Western region)においては、1982年~83年にかけ一気に水力発電量が増大し、火力(Diesel)発電は必要がなくなった。

電力消費の内訳をみると、家庭用電力が約96%を占めている。

開発州別発電量

(単位:MWH)

人制在库	西部州(West	ern region)	全州			
会計年度	水 力 (Hydro)	火 力 (Diesel)	水 力 (Hydro)	火力 (Diesel)		
			/	4.7		
1980-81	5,188	587	1 7 5, 8 5 0	1 4, 4 2 9		
1981-82	3,670	740	208,296	10,153		
1982-83	3 0,6 5 2	3 6 5	2 7 8, 6 7 2	5,019		
1983-84	28,208	· · · 	3 1 3, 6 7 4	2,924		
1984 - 85	4 0, 2 1 8		3 3 4, 2 4 9	3, 1 3 3		

Source: Department of Electricity

開発州別電力消費区分別消費者数

K	- 1	会計年度	1980-81	1981-82	1982-83	1983-84	1984-85
	家	全 州	1 1 1,1 9 7	119,435	. 1 3 1, 6 5 1	1 3 9,4 1 8	151,700
ŀ	家庭用	西部州	10,350	11,196	1,2,817	1 4,6 3 7	15,370
	<u>T</u>	全 州	2,850	3, 1.1.3	3, 5 0 4	3,921	4,175
21	工業用	西部州	409	446	5 3 8	6 2 5	655
- [商	全 州	8 4	92	9 7	469	3 2 9
	商業用	西部州	3	6	6	7	1 0
	その	全 州	308	296	300	876	861
٠	他	西部州	7 3	7 0	7 1	4 5	4 5
	計	全 州	1 1 4, 4 3 9	1 2 2,9 3 6	1 3 5, 5 5 2	1 4 4, 6 8 4	157,135
	4.4	西部州	10,835	1 1,7 1 8	1 3,4 3 2	1 5, 3 1 4	16,080

3-7 飲料水

Terai 地域においては、 ESCAD の援助により手押しポンプによる桟層地下水の利用が相当普及しつつある。

今後さらに飲料水を確保する際には、衛生上も配慮し、簡易な浄化施設が必要となろう。

飲料水の給水能力と給水人口

,		期	間	給水能力 (m³/日)	給水人口 (人)
	5 ケ年計画	面以前(1	956/57)	1 4,5 1 2	2 8 1, 4 3 0
5	第1次5ク	ア年計画	(1956/57-1960/61)	5,787	1 3 4,2 2 0
ğ	度2次	<i>#</i> -	(1962/63-1964/65)	7,562	102,860
角	自3次	<i>#</i>	(1965/66-1969/70)	2 2, 6 7 7	1 2 5, 2 3 0
5	自4次	<i>#</i>	(1970/71-1974/75)	1 8,6 5 2	1 5 1, 7 9 0
5	第5次	#	(1975/76-1979/80)	15,709	1 5 9,4 4 1
· 5	自6次	#	(1980/81-1984/85)	67,431*	1,272,131*
		合	計	1 5 2, 3 3 0	2, 2 2 7, 1 0 2

*第6次5ケ年計画の数値は概算である。

Source: Department of Drinking Water and Sewerage

3-8 教 育

ネパール国は現在義務教育期間が設けられていない。

教育制度としては、Primary School, Lower secondary School, Secondary School が設けられており、ルンビニ県にもそれぞれ1,146枝,32.8枝,131枝がある。

当初MPLD(Minstry of Phanchayat and local Development)の要求としては、校舎の屋根ふきがあったが、地方のPhanchayatでは特にこのような要望は出なかった。また、男子、女子別の就学状況をみると大きな差がみられる。

また、農村地域においては学校や校舎を見かけることも少い。逆に就学していない子供 が労働に従事している光景に出くわすが、これは教育費の問題、反対に子供が貴重な労働 力として扱われているものと推測される。

また、現状における学校問題としては、教師としての訓練を受けた先生が少なく、指導者としての質及び水準はかなり低いものと思われる。

PRIMARY, LOWER SECONDARY, SECONDARY別の学校数

					· ·
	年	1981	1982	1983	1984
PRIMARY	全 県	1 0, 6 2 8	10,912	1 1,2 9 9	1 1,660
SCHOOL	LUNBINI	1,046	1,060	1,090	1,146
LOWER	全県	2,786	2,964	3,268	3, 3 9 6
SECONDARY SCHOOL	LUNBINI	306	3 1 3	311	3 2 8
SECONDARY	全県	918	1,031	1,124	1, 2 3 5
SCHOOL	LUNBINI	9 4	111	121	1 3 1

	年	19	8 1	1984		
3		男 子	女 子	男 子	女 子	
PRIMARY	全 県	1,014,265	3 7 3,7 3 6	1,237,286	5 1 0, 5 7 1	
SCHOOL	LUNBINI	不明	不 明	不明	不 明	
LOWER	全 県	1 3 5,2 0 3	3 4, 3 6 1	180,152	57,886	
SECONDARY SCHOOL	LUNBINI	1 4, 5 9 7	3,312	1 8,8 2 5	6,135	
SECONDARY	全 県	117,065	27,266	170,018	46,455	
SCHOOL	LUNBINI	1 0, 3 4 0	2,2 5 1	1 5,5 0 3	4,615	

SOURCE: MINISTRY OF EDUCATION

PRIMARY, LOWER SECONDARY, SECONDARY 別の先生数及び先生一人当りの生徒数

		1981	1982	1983	19844
	訓練を受けた者	1 0, 5 8 5	1 1, 5 2 5	1 2, 9 1 4	1 4, 8 9 8
PRIMARY SCHOOL	訓練を受けて いない者 先生一人当りの 生 徒 数	1 8, 5 4 9	2 0, 7 3 4	2 5, 2 1 7	3 1, 5 8 6
LOWER SECONDARY SCHOOL	訓練を受けた者 訓練を受けていない者 先生一人当りの 生 徒 数	4, 8 3 3 7, 4 1 2 1 4	4, 5 4 9 6, 2 7 1 1 8	4, 3 2 6 5, 8 2 0 2 2	
	訓練を受けた者	3, 0 6 7	3, 5 1 8	3, 3 8 0	3, 5 5 6
SECONDARY SCHOOL	訓練を受けている。 いる お	1, 8 4 2 2 9	2, 1 1 6 3 0	2, 3, 8, 4	2, 9 1 1

3-9 医療・保険

この国の0才~20才までの死亡率は約50%と高く、また女性の平均寿命が男子のそれより1才若く、衛生上も種々の問題をかかえているものと思われる。

県別病院数及びベッド数

			1983/84	1984/85	1 9 8 6 Feb
病院	2.数	全 県 LUMBINI	8 0 8	8 0	8 9 9
ベッ	ド数	全 県 LUMBINI	3, 5 2 2 2 4 1	3, 5 2 2 2 4 1	3, 7 6 7 2 5 6

3-10 通信・郵便

郵便局の数は徐々に増加しつつある。

しかし、電話・無線基地等についてはほとんど停滯ぎみである。

またそのカ所数からみてもほとんど普及していない。

県別郵便局数

年	1981/82	1982/83	1983/84	1984/85
全県	1, 5 2 6	1, 6 4 6	1, 8 2 1	1, 8 6 8
LUMBINI	1 2 9	1 3 7	1 5 2	1 5 2

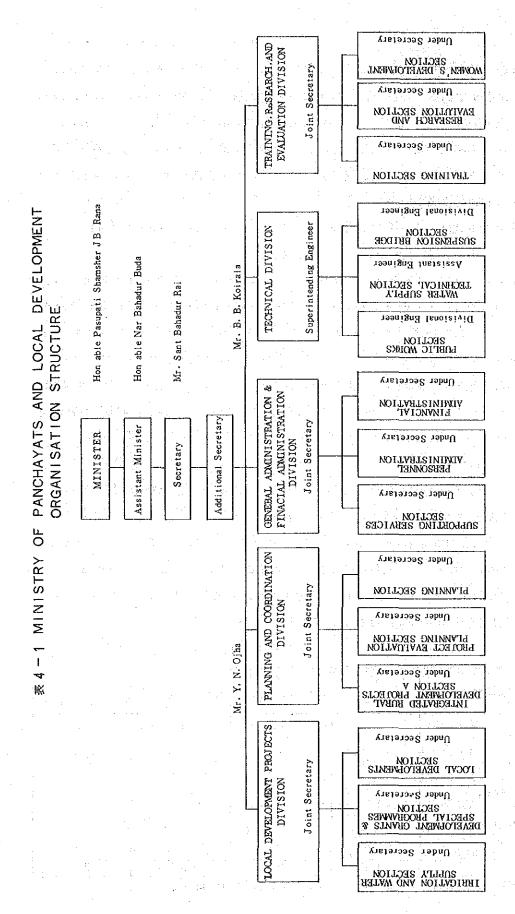
TELEPHONE EXCHANGES, TELEPHONE PUBLIC CALL OFFICES, WIRELESS STATIONSの数

		1983	1984	1985
TELEPHONE	全集	2 1	2 2	2 3
EXCHANGES	LUMBINI	2	2	2
TELEPHONE PUBLIC	全 県	2 1	2 0	2 0
CALL OFFICES	LUMBINI	3	4	4
WIRELESS	全 県	8 1	8 2	8 5
STATIONS	LUMBINI	9	9	9

4. 実施体制

ネパール国政府は、1962年新憲法でPanchat 側を導入、以来本体制は、ネパールの立法行政制度の根幹をなしている。本章では、まず、このパンチャチャット制度について詳述するとともに、実施体制として、本調査のカウンターパート機関である、MPLDの機構、機能について述べる。

4-1 パンチャチャット制



ネパールの立法、行政制度の根幹となっているのは、独特なパンチャヤット制(Panchayat system)である。これは、1962年の新憲法により定められたもので、政党を否定した上での「住民参加の政治」をねらったものであるといわれている。なお、パンチャヤットは字義的には、5人組制度といった意味であり、ヒンズー社会の一部で、カースト内でカーストにかかる問題を決定するための長老会議のようなものを示す言葉であったとのことである。)

パンチャヤット制は、下位の村・町パンチャヤット(Village. Town Panchat)から 郡パンチャヤット(District Panchat)を経て、最上位の全国パンチャヤット(Rashtriya Panchat)に至るまで、全体として段階的に構成されている制度である。

ネパールの国土は、140県(Zones)と750郡(Districts)に分けられている。村パンチャヤットは、地区によっても異なるが約1,000~2,000人の人口でできている村を単位としてできている。県は4~80郡から構成されており、郡はいくつかの村及び町からできている。現在、村パンチャヤット(Village Panchat)の数は,4,023、町パンチャヤット(Town Panchat)は29ある。県、郡、町村の開発地域別の数の分布状況は、表4-2-7に示すとおりである。

(1) 村議会(Village Assembly)

各村パンチャヤットは人口がほぼ均等になるように 9 つの区(Ward)に分けられている。各村は、村議会の委員になる 5 人を互選し、 5 人のうち 1 人が区長に選ばれる。この区会(Ward Committee)のそれぞれの長(区長)が村パンチャヤットの議会の構成員になる。村議会は、最低、年 2 回会合することとなっており、Pradhan Pancha (村長)及び Upa Pradhan Pancha (副村長)を選ぶほか、村の仕事を分析評価し、村の予算収支や翌年の事業計画を検討する。

開発地域名	県 (Zone)	郡 (District)	村 (Village (Panchayat)	町 (Town (Panchayat)
東 部 (Eestern)	3	1 6	907	. 8
中 部 (Central)	3	1 9	1,242	1 0
西 部 (Western)	3	1 6	. 896	5
中西部 (Mid Western)	.2	1 5	5 8 1	3
極 西 部 (Far Western)	2	9	3 9 7	3
計	1 4	7 5	4,023	2 9

表 3 - 2 - 7 開発地域別の県,郡,村,町の数

出所: Ministry of Panchayat and Local Development

村議会の日常の仕事を実施するために、村長と副村長及び各区の代表(区長)1人、合計11人の執行委員会が選出される。これが、村パンチャヤットで、村議会で決定された事項の執行機関である。村議会は、50%以上の多数決で、村長及び副村長を選ぶ。これは、最末端の政治の単位であり、国の行政の重要な場となっている。村パンチャヤットは、地域内の橋や道路の建設維持といった開発活動の実施という重要な仕事を行っている。そのため、村パンチャヤットは、地方税の徴収や寄付の依頼、政府の補助により基金を持っている。また、村パンチャットは、保健施設や初等教育を村民に与えることも仕事であり、地域的な小さなもめ事等に対する一定の裁判権も持っているとのことである。

(3) 町議会(Town Assembly)

9,000人以上の人口を持った町が政府により町パンチャヤット(Town Panchat) として指定される。従って、町に指定されたところに町議会ができている。町(Town Panchat)は、9~33の区(Ward)に分けられ、各区はほぼ人口が等しくなるよう にされている。各区で5人の委員が選ばれ、区委員会(Wards Committee)をつくり、 各区の代表が町議会を構成する。

(4) 郡議会(District Assembly)

全国の75の郡に郡議会(District Assembly)があり、郡議会は村及び町の議長及び副議長の全員と町パンチャヤットの代表で構成されており、町パンチャヤット地域にある区(Ward)の3分の1から代表がでている。町及び村パンチャヤットの代表が20名に達しない場合は、政府が20名になるように構成員を指名する。

(5) 郡パンチャヤット(District Panchat)

各郡議会には、District Panchatと呼ばれる執行機関がある。郡は9つの地区 (Area)に分けられており、各地区には郡議会で選ばれた郡パンチャヤット委員が選出されている。郡議会は、50%以上の多数決で、郡パンチャヤット委員の中から議長と副議長を選ぶ。従って郡パンチャヤットは、11名の郡議会の執行委員がいる。また郡段階の議長と専門的な機関も郡パンチャヤットの構成員になる。

郡パンチャヤットはパンチャヤット制において最も重要な単位である。郡の開発についての責任はすべてこれに託ねられており、各郡には最低1人の国会議員の席が割当てられており、郡パンチャヤットや郡議会の委員はまた国会議員を選ぶという重要な行為が含まれている。道路、橋、井戸、ポンプ等の建設維持や政府が実施するプロジェクトなど郡の開発活動は、すべて、郡パンチャヤットに権限がおろされているので、郡パンチャヤットは開発のための諸活動の推進上非常に重要な役割を果たしてい

る。また、これは、地域住民の生活水準の向上のための農業や地場産業の開発にも深くかかわっており、医療施設や教育についての調整業務や洪水や地すべりのような天 災の発生に伴う暫定的な救済措置もとることになっている。

(6) 県会(Zonal Assembly)

ネパールは、行政的に、14の県と75の郡に区分されているが、県会(Zonal Assembly)は、1つの県内の郡パンチャヤットの集合体である。県内の郡パンチャヤットの構成員が県会の構成員で、郡パンチャヤットの構成員のままである。

村及び町パンチャヤット及び郡パンチャヤットは議決機関でなく、執行機関であり、 県会は国会議員の選挙母体であり、全国パンチャヤットは執行機関でなくて議決機関 であるとされている。

(7) 全国パンチャヤット (Rashtriya (National) Panchat)

ネパール国憲法は、Rashtriya (National) Panchat (全国パンチャヤット=国会に相当)を規定している。全国パンチャヤットは一院制の立法府であり、郡議会により郡から選出された112名と28名の国王の任命する勅選議員 ― 総議員数の20%)で構成されており、議員総数は140名である。

全国ペンチャヤットの議員の任期は、郡から選ばれたものも 勅選議員もすべて 5 年である。

(8) 村パンチャヤットの機能

ネパールには、現在、前述したように、4,023の村パンチャヤットがあるが、各村は、村議会と村パンチャヤットを持っており、村議会は各村の区(Ward)の住民により選ばれた議員で構成されている。村議会議員の選挙のために、一つの村の地域全体が9つの区(Ward)に区分されており、住民を代表する区会の委員が選ばれる。村議会には9つのWardから各5人が出て合計45人になる。このように全体のピラミッドの基礎に少数の人が選ばれて、村議会に参加し、審議するという体制が創られている。

との議会がVillage Panchatという執行機関を持っており、それは、村議会によって、各区を代表するような方法で、その議員の中から選ばれる。この方法により、村パンチャヤットは以前のように、村パンチャヤットに区の代表を直接出さないために間接的になった。

村パンチャヤット法(Village Panchat Act)に示されている村パンチャヤットの機能としては次のようなものがあげられている。

- ① 一般的な開発に関係した機能
- ② 公衆保健の注意

- ③ 出生・死亡の記録
 - ④ 村議会の財産の保護
- ⑤ 初等教育の管理
 - ⑥ 農畜産業の開発
 - ⑦ 地場産業及び共同組合の開発
 - ⑧ 郡パンチャヤットの諸活動及び中央政府との協力
 - ⑨ 村段階の司法
 - ⑩ その他

4-1-2 地方分権化傾向

パンチャヤット制度の目的は、権力の地方分権化にある。とくに、近年(とと1~2年)ネパールでは、開発行政の地方分権化が強力に推進されており、各郡(district)が一つの開発計画を策定し、それを基礎に、中央政府が支援予算を流す形態を強めていることが注目される。

すなわち、末端の付パンチャヤットなどからの積上げで、郡パンチャヤットが計画を 策定し郡議会(District Assembly)に図り承認された開発計画(プロジェクト)に対 して、中央政府が予算を流していく仕組みを一層強化しようとしている。

これにより、各郡の均衡発展と開発競争の助長をねらっており、各種の行政機関の出 先きも 7 5 の郡単位に配置を配編しようとしている。林業関係の出先も、これまでは、 各郡にはなかったが、最近では、 7 5 の郡にそれぞれ設置されているとのことである。

これは,道路,橋,水路,学校,保健所,水道等の建設を地域住民の参加とその主導で行い,地域住民に役立ち,意味のあるものにしようとするねらいを持っている。しかし,各郡段階での計画策定能力等の面では問題があるようである。

4-2 経 済

4-2-1 経済成長率

ネパールの第6次5カ年計画は、1980年7月中旬からはじまり1985年7月中旬に終了し、第7次5カ年計画(1985年7月中旬~1990年7月中旬)に引継がれている。

国内総生産の仲びをみてみると、表 3 - 3 - 1 に示すように、第 3 次 5 カ年計画中(1975~80年)は、年率 2.3%にすぎなかったが、第 6 次 5 カ年計画中は目標が 4.3%であったのにそれを上回る 4.4%の成長率を達成した。第 6 次 5 カ年計画中は、農業部門の国内生産の仲びは年率 3.2%、非農業部門は年率 5.6%を目標としていたが、実績は農業部門年率 4.7%、非農業部門 4 0%を達成した。

1人当たり国民所得の伸びは、この間に人口の増加率を年率23%として、年率2%

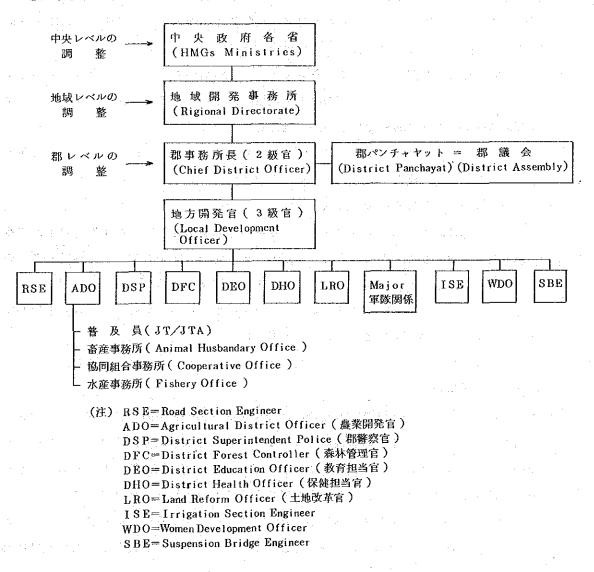
の伸びを目標にしていたが、実績は1.7%にとどまった。これは、この間に人口の伸び 率が、年率2.66%と高い伸びを示したことによる。

第6次5カ年計画中の国内総生産は、目標4.3%を若干上回る4.4%の伸びをみせたが、これは、第6次5カ年計画の基準年である1979/80年が生産という視点からは、異常年であることに留意する必要がある。それ故、1980/81年以降で、1981~85年

4-3 実施体制

本調査はMPLDがカウンターパート機関となる。MPLDの組織図は表4-1 に示す通りである。MPLDは農村総合開発計画、策定実施に当って関連省庁の総合調整を行うことを最大の機能とするほか農村青年の婦人の育成を行っている。

本調査は農業、かんがい、道路等の各コンポーネントから成り立っているためMPLDの他農業省、水資源省等の各省が関与することとなる。このため、円滑な調査実施のため、MPLDによるこれら省庁との総合調整が最大限発揮されなければならない。MPLDは、機構上前述した通り、農村総合開発の計画、策定、実施に当って他省庁との総合調整機能を持つ。この機能は、4つのレベルからなる。即ち、中央レベル、Regional (西部開発州)レベル、及びDistric (調査対象 4 districts)レベルで行なわれる。この調整機能を図示すれば以下の如くなる。



M/Mで記載しているか、調査を円滑にならしめ、実行可能なプロジェクト作りのため には、この機能を十分に活用する必要がある。

5. 調査結果と今後の課題

(1) 後進性からの脱脚

後進性といわれる最大の要因は施設の「維持管理」に対する認識が極めて薄いことで ある。

立派な施設を作っても、それが機能しているうちはお互に便利さに喜び活用するが、 とれが一旦故障したり、機能しなくなると修理し、回復することを知らない。施設を共 同で管理し、維持していくことを知らないのである。例えば、道路にしても輸立ちがで き運行不能になれば、誰れが修理し、誰れが経費を負担するのか。結局は放置され旧態 に戻っていくことになる。従ってどんなに立派な施設を作ってもその地域に管理能力が 伴なわない限り無駄な投資に終ることは否定できない。

ここに、農村総合開発において人材育成・中堅指導者の養成といった教育対策が必要 となる由である。後進性からの脱脚は先ず地域における指導者の育成であり、共同管理 能力を養成することが必要ではないかと考える。

しかし、ルンビニ地域においては、それ以前の問題があり、農民生活の基礎的要件と なる「水」問題を最優先しなければならない現状にある。

(2) ルンビニ地域における今後の課題

ルンビニ地域におけるマスタープランは6郡のうち特に遅れている4郡を対象とする こととなったが、この中からさらに4カ所のモデル開発地区を設定し、プロジェクトを 実施することが現在考えられる可能な協力の範囲と考えられる。

従って、モデル開発地区は今後、他の農村地帯に効果を波及させていく役割を担わなければならず、その選定は極めて重要である。

地区の選定に当っては、ネパール政府(MPLD)に依頼したがS/W調査においてその確認が必要となろう。

また、マスタープランは農村を総合的に開発するための長期目標を掲げ、その中から 農村生活基盤の基礎的条件の整備をプロジェクトとして取り組み、開発の外延的拡大を 時間をかけて進めていくことが必要である。(当ルンビニ地域が脈々として築いてきた 今日の農業形態を、急速に近代化に向けて改善することは極めて危険である。)

ルンビニ地域農村総合開発は農民の生活及び生産レベルを段階的に整備していくこと であるが、これには農民の意識改革と農民のプロジェクトへの直接参加がなければ成功 しない。 また、一方においてネパール政府の開発に取り組む姿勢と熱意の酸成も必要であり、カウンターパート機関となるMPLDは他省との調整機能を有する力を添えなければならない。

ルンビニ地域はまさに貧困からの脱却が程であり、当地域における農村総合開発は極めて重要であると判断する。

従って、プロジェクトの実施を前提とする実施可能なマスタープラン作成のための本 格調査に移行することは緊急かつ重要な措置であると考える。

■ 本格調査実施上の留意点

3-1 モデル地区の選定

マスタープランはこのルンビニ地域がモデル地区を中心として周辺農村に開発効果を波及 させていくことを念頭に計画を樹立することが必要である。

この場合,次の点に注意しなければならない。

(1) モデル地区選定の条件

モデル地区はネパール政府(MPLD)によって選定することとしたが、この場合極端な 貧困農村又は過疎地域あるいは政治的意味あいの強い地域は避けなければならない。

なぜなら、このような地域は農村開発を行なったとしても、将来他に波及効果をもたら すことは極めて難しいからである。

すなわち、モデル地区選定の条件は、現状においても農業生産活動の盛んな農村であり、 かつ信頼できる農業指導者が存在することが必要な条件となる。このことをよくネパール 政府に理解させ確認しなければならない。

(2) 開発効果の波及手段

将来,ルンビニ地域がモデル地区を中心に開発の輪を拡げていくためには、その効果を 如何にして他の集落に伝達させるかが問題となる。当地域の農村部には電気,電話,新聞 など文明の兆しは極めて少ない。

となれば、その伝達の方法は目・耳・口という直接的手段に訴えるしかないのである。 すなわち、波及効果の基本は道路であり、道路を介する人的交流によって伝達されるもの と考えなければならない。従ってバスや車の運行可能な道路がモデル地区に通じているこ とが、波及効果を高める最大の手段である。

孤立した農村を選んでも、それは単に点としての開発にしか過ぎず、また地域の物質的 欲望を満たすだけで終ってしまうことを十分理解させなければならない。

3-2 マスタープラン作成の考え方

ルンビニ地域におけるマスタープラン対象 4 郡を詳細に調査し計画を樹ることは、広大な 面積の上、まったく異った条件を対象とするためかなりの期間が必要となる。

このため、限られた期間内でマスタープランを作成するためには、次のような内容で構成 することが望ましい。

マスタープランの構成(考え方)

区 分		計画の構成
	(1)	現状認識
		1) 農業・農村の実態
		2) 農民の暮しの現状
		3) 飲料水・灌漑用水の実態
phase I		4) 作物生産活動の現状
各郡における		5) 道路状況
現状と今後の		6) 農村開発に関する農民のニーズ
課題		7) その他
e e e	(2)	現状分析と開発の方向
:	,5,	1) 貧困の原因
		2) 貧困性脱却への対策
		3) 農村総合開発の理念
		4) 望まれる将来の姿
		5) 当面何をなすべきか
		6) プロジェクトの構成
	(1)	モデル地区の現状
		1) モデル地区選定の理由
		2) 開発の可能性及び波及性
phase I		3) プライオリテープロジェクトの選定
モデル地区に		4) 補足調査
おける具体的 な農村総合開		① 地表水及び地下水利用の可能性
な 炭竹 総 石 開 発 計 画		② 計画規模の決定に必要な調査
	(2)	プライオリテープロジェクトの概算設計
•		1) 計画・設計
		2) 事業費の概算
	,	3) 年次計画
$e_{i,j}(x) = e_{i,j}(x) + e_{i,j}(x)$	3-	4) 維持管理計画
		5) 効果